

令和7年6月第148回内子町議会定例会会議録（第1日）

- 招集年月日 令和7年6月3日（火）  
○開会年月日 令和7年6月3日（火）  
○招集場所 内子町議会議事堂
- 

○出席議員（13名）

1番	酒井勝也君	2番	松田修君
3番	西口邦彦君	4番	城戸司君
5番	向井一富君	6番	久保美博君
7番	森永和夫君	8番	菊地幸雄君
9番	泉浩壽君	10番	大木雄君
11番	山本徹君	12番	下野安彦君
13番	山崎正史君		

---

○欠席議員 なし

---

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	上山淳一君	企画情報課長	二宮大昌君
住民課長	橋本一恵君	税務課長	久保宮賢次君
保健福祉課長	上野昌宏君	こども支援課長	亀岡秀俊君
建設デザイン課長	亀内重範君	会計課長	山本勝利君
町並・地域振興課長	高山重樹君	農林振興課長	新田栄作君
小田支所長	中嶋優治君	環境政策室長	西岡美穂君
教育長	林純司君	学校教育課長	宮久保邦博君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

---

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高嶋由久子君	書記	本田紳太郎君
------	--------	----	--------

---

○議事日程（第8号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

自 令和7年6月3日

会期

11日間

至 令和7年6月13日

- 日程第 3 議長諸般の報告
- 日程第 4 招集あいさつ及び行政報告
- 日程第 5 報告第 4号 令和6年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第 6 報告第 5号 令和6年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第 7 報告第 6号 令和6年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第 8 報告第 7号 放棄した債権の報告について
- 日程第 9 議案第50号 内子町歴史観光交流拠点施設条例の制定について
- 日程第10 議案第51号 内子町不当要求行為等防止対策条例の制定について
- 日程第11 議案第52号 内子町自家用有償旅客運送条例の全部を改正する条例について
- 日程第12 議案第53号 内子町デマンドバスの運行に関する条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第54号 内子町有代替旅客自動車運営審議会条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第55号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第56号 内子町文化伝習センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第57号 内子町内子スポーツセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第58号 内子町五十崎体育館条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第59号 内子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第60号 内子町移住体験施設（長田移住体験施設）の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第61号 内子町農村公園（内子町泉谷農村公園）の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第62号 GIGA スクール用端末（ChromeOS）の共同調達に係る物品購入契約について
- 日程第22 議案第63号 土地改良事業計画（本川地区）について
- 日程第23 議案第64号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第65号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第66号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第67号 第23号 小田自治センター空調設備改修工事（1期）に係る工事請負契約について

---

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第26まで

---

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（泉浩壽君） ただ今から、令和7年6月第148回内子町議会定例会を開会いたします。

本定例会では、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。

また、説明員として出席通知のありました者は、副町長及び総務課長及び各課長等の15名であります。

これより、本日の会議を開きます。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（泉浩壽君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番、西口邦彦議員、4番、城戸司議員を指名します。

---

#### 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（泉浩壽君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、去る5月26日開催の議会運営委員会において協議され、本日から13日までの11日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月13日までの11日間に決定しました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第8号）」のとおりであります。

---

#### 日程第 3 議長諸般の報告

○議長（泉浩壽君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。議長としての報告事項は、お手元に配布しておるとおりでございます。ご覧いただいたことと思いますから、ご了承ください。これをもって諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（泉浩壽君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることにし

ます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに令和7年6月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会に町長として提出いたします案件は、報告4件、条例の制定2件、条例の廃止2件、条例の改正8件、指定管理者の指定2件、物品購入契約1件、計画の認定1件、補正予算1件、工事請負契約1件の合計22件でございます。

それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

青々とした新緑がまぶしく、心地よい風の吹く5月を過ぎ、日々の湿度や気温の上昇に、初夏の訪れを感じる季節となりました。

振り返りますと、大瀬川登地区の「川まつり・筏流し」や「いかざき大凧合戦」、「ドイツフェスタ2025」、「子どもフェスティバル」など町内外からの多くの方々が集い、地域が活気づく催しがたくさんございました。地域のため、子どもたちのためと趣向を凝らして開催して下さる地域の方々に感謝いたしますとともに、このように内子町独自の地域性を生かした多くの取り組みがありますことを、改めて誇らしく感じさせていただきました。

また、中川地区の「愛宕山相撲場跡」が内子町の有形民俗文化財に指定されました。明治31年に築かれたもので、明治時代までさかのぼる相撲場跡は類例がなく、その歴史をつなごうと、「愛宕山保存会」の皆様が長年保存活動に尽力され、管理道の整備や案内板の設置など、地道な努力を積み重ねられたと伺っております。こういった地域の皆さまの取り組みにより、経済的な価値観だけでは計れない内子町の魅力が深まっていくことは大変ありがたいと、敬意を表したいと存じます。

さて、6月に入りまして、この時期は農作物の成長にとって重要な時期でございます。町内でも各地で田植えが始まっておりますが、米の価格高騰が深刻さを増すなか、内子町でも皆様の生活に影響が及んでおり、その成育に期待がかかるところでございます。エネルギーや食料品などの物価上昇も相まって、根本的な解決策が見えないなかではございますが、米が適正価格で取引され、生産者である農家の健全経営が守られつつ、人々が安心して暮らせるよう、今後の国の対策を注視してまいりたいと思います。

また、本格的な梅雨の到来を控え、先日も大洲市で肱川総合水防演習が行われました。四国の一級河川で毎年実施されており、肱川では10年ぶり、平成30年の西日本豪雨後、初めての開催となりました。緊張感をもって、より実践的な訓練が行われ、内子町からも消防団員の皆様をはじめ、多くの方々に参加いただき、水害時の対策について、今一度備えていただける機会になったかと存じます。万が一に備え、今後もより万全の体制を構築してまい

ります。

それでは、さっそく当面いたしております事務事業等についてご報告申し上げます。

ご報告いたします内容は、1つ目が、6月補正予算の概要について。2つ目が、ドイツ・ローテンブルク市訪問団の受け入れについて。3つ目が高橋龍太郎生誕150周年記念事業についてでございます。

それでは、最初に令和7年度6月補正予算の概要についてご報告いたします。

6月補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ21億5,349万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億9,578万2,000円といたしております。前年度同期の予算額と比較して9億9,684万8,000円、率にして8.8%の増となっております。詳細につきましては、後ほどご説明いたしますが、今回の補正は、新たなまちづくりの指針となる第3期内子町総合計画に掲げた事業、そして私の公約として掲げる事業を推進するために必要な事業について予算化しております。

商工業の活性化としましては、道の駅小田の郷せせらぎ整備事業として6,061万円を、小田深山溪谷整備事業として5,838万6,000円を計上しております。

教育への支援としましては、町内高校との連携を強化し、内子高等学校へ多くの新入生を呼び込むための経費として1,101万1,000円を計上したほか、旧小田分校体育館を駐車場として活用するための解体工事費等を計上しております。

防災・安全安心づくりとしましては、町内2カ所の消防詰所などを整備する経費5,170万円のほか、災害医療等の備蓄品の購入費等を計上しております。また、指定避難所施設に位置付けられております大瀬自治センターの新築にかかる経費として3億4,268万8,000円を計上しております。

魅力ある風景や生活の基盤整備としましては、旧森家住宅の整備費として2億6,273万5,000円を、内子座保存修理事業にかかる経費として1,760万円を計上しております。

そのほか、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置に関する経費などを計上しております。その財源は、分担金、国県支出金、地方債などを充てながら、不足する部分につきましては、財政調整基金、公共施設整備基金、地域福祉基金などから6億8,182万5,000円を取り崩して充当する予定にしております。

次に、ローテンブルク市訪問団の受け入れについてご報告いたします。

5月9日から12日にかけて、マルクス・ナザー市長をはじめとするローテンブルク市訪問団20名が内子町を訪問されました。初日の歓迎交流会では、議員の皆様をはじめ、ホストファミリーや昨年の青少年海外派遣事業に参加された団員など町民83名が内子町共生館に集い、交流を深めることができました。ナザー市長の挨拶のなかでは、一昨年11月の内子町訪問を振り返り、「来るときは客人として来ましたが、帰るときは友人として帰りました。今回の訪問団の皆様も、そうなることを願っています。」と述べられるなど、心温まる言葉をいただきました。

内子町滞在中は、八日市・護国の町並みや石畳地区の散策、五十崎の手すき和紙体験、小田深山ではハイキングなどを楽しまれました。また、ホームステイやドイツフェスタを通して、町民の方々との友好も深めることができました。訪問団の皆様からは「内子町のどこに行っても、心からのおもてなしが嬉しい」「町並みや村並みが美しい」など、たくさんのお褒めの言葉をいただき、笑顔いっぱい内子町を後にされました。

令和8年度には、「姉妹都市盟約締結15周年」、「友好都市盟約締結25周年」の節目の年を迎えます。記念行事などを両市町で開催するなど、今後も更なる交流の深化に努めてまいりたいと考えております。

最後に、高橋龍太郎生誕150周年記念事業についてご報告いたします。

令和7年は内子町出身の偉人である高橋龍太郎の生誕150周年の年にあたります。これを記念して複数の顕彰事業を実施いたします。

高橋龍太郎氏は日本のビール業界の繁栄に貢献し、戦後は吉田内閣の通産大臣として戦後の経済復興に大きな役割を果たした人物です。また、スポーツを愛し、日本サッカー協会の会長を務めたほか、私費を投じてプロ野球チーム「高橋ユニオンズ」を設立するなど、その功績は多岐に及んでいます。

最初の事業として、5月には「ドイツフェスタ2025」の開催にあわせて、図書情報館にてパネル展「日本のビール王・高橋龍太郎」を開催いたしました。

今後、夏季からは、町内のスポーツ団体の協力を得て「高橋龍太郎杯」の開催を予定しています。また、秋季には龍太郎氏の生家である高橋邸にて、高橋家に伝わる古文書から、かつての藩主をもてなすための料理を再現して提供する「高橋邸ダイニング」、また龍太郎氏にまつわるオリジナル義太夫節を盛り込んだ素浄瑠璃公演「内子 the 文楽2025」を商いと暮らし博物館にて、その生涯と功績を振り返る企画展「日本のビール王・高橋龍太郎」と関連講演会を開催する予定です。内子町を代表する偉人の生涯をぜひ町内外の皆様にご覧いただき、地域への理解を深めるきっかけとしていただきたいと思います。

以上、3件の事柄についてご報告申し上げます。

今後、人々の交流や往来がますます活発化いたします。時流を捉え、地域がより元気になるよう各種事業に取り組んでまいりますので、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

○議長（泉浩壽君） 以上で、招集あいさつ及び行政報告を終わります。

これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

---

#### 日程第 5 報告第 4 号 令和6年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について

○議長（泉浩壽君） 「日程第5 報告第4号 令和6年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第4号 令和6年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算」につきましては、事業執行にあたり不測の日数を要するため、3月定例会及び専決予算にてお認め頂いた一般会計補正予算で繰越明許として計上した事業で、社会資本整備総合交付金事業や旧森家住宅整備事業など全28事業にかかる事業費の繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） それでは、「報告第4号 令和6年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算」につきまして、ご報告させていただきます。

議案書1の2ページ、3ページでございます。

款、項、事業名、翌年度繰越額、繰越理由などにつきまして、ご説明いたします。

まず、2ページでございます。

2款総務費3項戸籍住民登録費でございます。複本籍解消に伴う弁護士費用33万円につきましては、複本籍解消にかかる裁判の提起に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、3款民生費1項社会福祉費でございます。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業2,576万4,000円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金を有効活用するために事業実施に一定期間を要することから、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、6款農林水産業費2項林業費でございます。

林業・木材産業循環成長対策事業6,816万5,000円につきましては、木材自動選別機に使用される電子部品、原木測定用レーザースキャナー及び機械動作指示用制御盤、操作盤、シーケンサなどが半導体等の不足に伴い納期が延期したため年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業2億3,413万7,000円につきましては、国庫補助補正予算対応のため、事業実施計画の策定期間が遅れたことから、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

農山漁村地域整備交付金（道交）事業7,837万8,000円につきましては、他の事業の間伐・木材搬出作業との工程競合により、調整に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

農山漁村地域整備交付金（山のみち）事業3,700万円につきましては、他の事業の間

伐・木材搬出作業との工程競合により、調整に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、繰り越しとしたものでございます。

林業成長産業化総合対策事業費（林専道）850万7,000円につきましては、他の事業の間伐・木材搬出作業との工程競合により、調整に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、8款土木費2項道路橋梁費でございます。

道路管理事業305万4,000円につきましては、町道中和田線ほか、1路線の斜面調査業務において、農地立ち入りの地元調整や関係機関との協議などに不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

町単町道整備事業1,744万4,000円につきましては、町道平山線ほか、2路線において、地元調整や工法の検討、用地地権者との協議、工事用用地の借上げなどに不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

道路メンテナンス事業3,318万3,000円につきましては、河川占用にかかる関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

社会資本整備交付金（町道）事業4,534万9,000円につきましては、施工に伴う道路通行制限の地元調整や関係機関との協議などに不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、3項河川費でございます。

がけ崩れ防災事業8,211万円につきましては、天神上地区ほか、4地区において、工事の施工に伴う工事用資材等の運搬路の選択にあたり、用地地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

小田川樹木剪定事業につきましては、年度内に事業が完了しましたので、繰り越しはございません。

次に、3ページをお開きください。

続いて、4項都市計画費でございます。

住宅耐震等事業196万円につきましては、申請者の設計協議等に不測の日数を要したため、年度内の完成が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

龍王公園整備事業3,555万5,000円につきましては、立木による影響により施工に不測の日数を要したことから、年度内完成が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

新川児童公園整備事業7,478万円につきましては、業者や地域との調整に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

平岡児童公園整備事業1,466万3,000円につきましては、各種調査と地域の調整に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでござ

ございます。

旧森家住宅整備事業1億9,239万4,000円につきましては、改修範囲の設計変更、追加が生じ、不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

坂町小公園（仮称）整備事業7,069万4,000円につきましては、設計図書作成業務や建築確認申請などの対応に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、5項住宅費でございます。

町村団地改修事業592万6,000円につきましては、配管の水漏れが発生し、原因調査及び修繕工事を行う必要性が生じ、住民の立ち退きに要する協議に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、9款消防費1項消防費でございます。防災ハザードマップ改定委託事業1,611万5,000円につきましては、愛媛県中小河川の町内浸水想定区域の大部分に関する告示が令和7年度となるため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

平岡地区ヘリポート整備工事386万8,000円につきましては、河川区域内での施工であり河川占用許認可が必要で、構造検討において関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、10款教育費6項保健体育費でございます。

学校給食配送車購入事業719万2,000円につきましては、製造メーカーの人員不足で作業工程に遅れが生じ不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費でございます。

現年発生補助農業施設災害復旧事業6,950万円及び現年発生単独農業施設災害復旧事業47万9,000円につきましては、工事の施工に伴う通行規制や工事用資材等の運搬路の選択にあたり、地元との調整に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、1項林業施設災害復旧費でございます。

現年発生補助林業施設災害復旧事業380万円及び現年発生単独林業施設災害復旧事業50万円につきましては、他の事業の間伐・木材搬出作業との工程競合により調整に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、2項公共土木施設災害復旧費でございます。

現年発生補助公共土木施設災害復旧事業1,030万円につきましては、影浦川ほか2箇所において、工事用用地の借上げ、資材運搬路の選定、道路の通行制限など、地元関係者および地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

現年発生単独公共土木施設災害復旧事業8,629万円につきましては、町道札の辻新田線ほか11箇所において、工法の検討や工事用地の借上げ、資材運搬路の選定、道路の通行制限など、地元関係者および地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

なお、繰り越すべき財源内訳等につきましては、記載内容のとおりでございます。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく、繰越計算書の報告とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。

従って、報告のとおり受理することとします。

---

#### 日程第6 報告第5号 令和6年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について

○議長（泉浩壽君） 「日程第6 報告第5号 令和6年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） 「報告第5号 令和6年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算」につきましては、地方公営企業法第26条第1項に規定する建設改良費の繰越額でございまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

[亀内重範建設デザイン課長登壇]

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「報告第5号 令和6年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算」につきまして、ご報告させていただきます。

資料1、議案書の4ページをご覧ください。

款、項、事業名、翌年度繰越額と、簡単に事業内容と繰越理由につきましてご説明いたします。

4款資本的支出1項建設改良費でございます。

建設改良事業、翌年度繰越額の5億435万1,000円につきまして、主なものとしましては、国の令和6年度補正予算により前倒して実施の重要給水施設配水管耐震化事業及

び小田地区基幹改良事業について、事業期間の確保が出来ないことから予算を繰り越したものでございます。

なお、繰り越しすべき財源につきましては、繰越計算書記載のとおり、企業債、補助金、その他及び損益勘定留保資金でございます。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく、繰越計算書の報告とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。

従って、報告のとおり受理することとします。

---

#### 日程第7 報告第6号 令和6年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算について

○議長（泉浩壽君） 「日程第7 報告第6号 令和6年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） 「報告第6号 令和6年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算」につきましては、地方公営企業法第26条第1項に規定する建設改良費の繰越額でございます。地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「報告第6号 令和6年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算」につきましてご報告させていただきます。

議案書の1、5ページをご覧ください。

款、項、事業名、翌年度繰越額と、簡単に事業内容と繰越理由につきましてご説明いたします。

4款資本的支出1項建設改良費でございます。

建設改良事業、翌年度繰越額の2,082万円につきましては、田中マンホールポンプ設備更新工事でございます。

事業内容は、平成14年設置の汚水ポンプ及び制御盤の更新を行うものですが、制御盤の設置場所の変更にかかる県道占用及び隣接地権者協議等に不測の日数を要し、年度内に完

成が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

なお、繰り越しすべき財源につきましては、繰越計算書記載のとおり、企業債、補助金及び損益勘定留保資金でございます。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく、繰越計算書の報告とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

---

#### 日程第 8 報告第7号 放棄した債権の報告について

○議長（泉浩壽君） 「日程第8 報告第7号 放棄した債権の報告について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（小野植正久君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第7号 放棄した債権の報告」につきましては、内子町債権管理条例第15条第1項の規定により債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「報告第7号 放棄した債権」につきまして、ご報告させていただきます。

議案書の1、6ページをご覧ください。

本件は、内子町債権管理条例第15条第1項の規定に基づき、町の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

放棄する債権は水道料金で1件、1,056円でございます。放棄した日は、令和7年3月31日、放棄の理由は同条例第15条第1項第3号に規定する債務者が死亡し、その債務について相続人全員が相続放棄したことによるものでございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第 9 議案第50号 内子町歴史観光交流拠点施設条例の制定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第9 議案第50号 内子町歴史観光交流拠点施設条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第50号 内子町歴史観光交流拠点施設条例の制定」につきましては、歴史的風致形成建造物を保存活用しながら、町民と来訪者の相互交流の場を提供することで、地域経済の活性化及び町民生活の向上を図るため、歴史観光交流拠点施設を設置し、その管理運営等に必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 高山町並・地域振興課長。

〔高山重樹町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 「議案第50号 内子町歴史観光交流拠点施設条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書1の7ページをお開きください。

まず、提案理由ですが、歴史的風致形成建造物を保存活用しながら、町民と来訪者の相互交流の場を提供することで、地域経済の活性化及び町民生活の向上を図るため、歴史観光交流拠点施設を設置し、その管理運営等に必要な事項を定めるため、内子町歴史観光交流拠点施設条例を制定するものです。

次に、提出条例案の概要を説明させていただきます。

議案書1の8ページから14ページをご覧ください。

第1条ですが、歴史的風致形成建造物を保存活用することにより、交流人口の拡大を促進するとともに、町民と来訪者の相互交流の場を提供することで、地域活性化に資するため、内子町歴史観光交流拠点施設を設置することとしております。

第2条は、施設の名称を内子町歴史観光交流拠点施設とし、内子町内子2009番地に位置しております。

第3条は、施設の事業として、内子町の歴史及び文化の展示及び情報発信に関すること、内子町産品等の展示、販売及び情報発信に関すること、施設等の利用促進に関すること、商店街の活性化に関すること、第1条の趣旨を踏まえた地域活性化に資する取り組みを行うことを定めております。

第4条は、施設の構成として、主屋（多目的室1及びテナント1）、下土間（チャレンジショップ1）、燃料蔵（チャレンジショップ2）、米蔵（テナント2及び多目的室2）、客座敷（交流スペース1及び多目的室3）、茶室（交流スペース2）、駕籠蔵（交流スペース3）、多目的広場を定めております。

第9条は、使用料について、利用者は施設の利用を終えるまでに町に使用料を納付しなければならないとし、使用料は14ページに記載しています別表第1から別表第3までに掲げる額の範囲内で町長の承認を得て定めるものとしております。

第10条は、使用料の減免について町長が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができることを定めております。

第13条は、指定管理者による管理について、町長は地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定する者に施設の管理を行わせることができるとし、あらかじめ町長の許可を得て、施設の休館日及び開館、閉館時間を変更することができることとする利用の許可等手続き、利用の制限に関して、施設の管理を指定管理者に行わせる場合において準用することができることを定めております。

第15条は、指定管理者の指定の期間について、指定管理者の指定の期間は、指定を受けた日から5年以内とする。ただし、再指定を妨げないと定めております。

第16条は、指定管理者の公募として、町長は指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、施設の概要、指定管理者の申請の資格、指定管理者の申込受付期間、指定管理者の選定の基準、施設の管理の基準、指定管理者を指定して施設の管理を行わせる期間、ほかに町長が指定する事項を明示し、指定管理者になろうとする団体を公募するものとするよう定めております。

第17条は、指定管理者の指定の申請として、指定を受けようとするものは、申請書に施設の事業計画書等を添えて、指定について町長に申請しなければならないと定めております。

第18条は、指定管理者の選定方法等として申請があつたときは、選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補として選定するものとする定めております。

第20条は、指定管理者の指定として、選定した指定管理者の候補者を議会の議決を経て、指定管理者に指定すると定めております。

第21条から第24条は、指定管理者に対して業務報告を求めることができること、指定の取消しや業務の停止を命ずることができること、事業報告書を提出しないとイケないこと、個人情報の保護に関し秘密保持義務があることを定めております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野議員。

○12番（下野安彦君） 14ページの使用料のことなんですけれども、「電気、ガス、水道の光熱水費については、使用料とは別に利用者の負担とする。」となっているんですけれども、その中で、これテナントの入る1、2とか、チャレンジショップ1、2とあったりするんですけれども、バラバラな方が入られた場合に、それぞれの部屋というか、室に、電気や水道のメーターを別々の契約をして個別にやるのか。それとも、一括してそれを中にメーターを入れて分けるのか。何か案分をするのか。エアコンなどを使うと、かなり電気代もいると思うんですけど。どの形でこれ集金される予定か教えていただけたらと思います。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 高山町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） ただ今のご質問ですけど、親メーターと子メーターを設置しておりまして、子メーターの方で管理ができるように、それぞれのテナントとか、チャレンジショップができるようになっております。

○議長（泉浩壽君） 他に質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第50号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第50号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定をしました。

---

#### 日程第10 議案第51号 内子町不当要求行為等防止対策条例の制定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第10 議案題51号 内子町不当要求行為等防止対策条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第51号 内子町不当要求行為等防止対策条例の制定」につきましては、内子町の事務事業にかかる不当要求行為等に対し、組織として毅然と対処するとともに、それらを未然に防止するための組織的な体制を整備し、もって公務の円滑かつ適正な執行を確保し、町民に信頼される公正公平な行政の実現を図るため条例を制定するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） それでは、「議案第51号 内子町不当要求行為等防止対策条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の15ページをお開きください。

本案は、近年において悪質な不当要求行為等が問題となっているため、内子町の事務事業にかかる不当要求行為等に対し、組織として毅然と対処するとともに、それらを未然に防止するための組織的な体制を整備し、もって公務の円滑かつ適正な執行を確保し、町民に信頼される公正公平な行政の実現を図るため、内子町不当要求行為等防止対策条例を制定するものでございます。

それでは、提出条例案の概要をご説明させていただきます。

16ページをお開きください。

第1条では、町の事務事業にかかる不当要求行為等に対し、組織として毅然と対処するとともに、それらを未然に防止するための組織的な体制を整備し、もって公務の円滑かつ適正な執行を確保し、町民に信頼される公正公平な行政の実現を図ることを目的として定めています

次に、第2条では、「不当要求行為等」について、7項目を掲げて定義しています。

次に、第3条では、第2項で、職員は不当要求行為等に対して、これを拒否しなければならない。

17ページをお開きください。

この場合において、当該不当要求行為等が明らかに違法と認められる場合、または職員その他の者に切迫した危険が思料される場合には、上司の指示又は職員自らの判断により、警察への通報その他の必要な措置を講ずるものとするとしています。

次に、第4条では、何人も、職員に対して、不当要求行為等を行ってはならないと定めています。

次に、第5条では、町の組織内に対策責任者を置くことを定めています。第2項で、対策責任者は課長その他課長に準ずる職にある者を充てると定めています。

次に、第6条では、内子町不当要求行為等防止対策委員会の設置を定めており、委員長は副町長を、副委員長に総務課長を充てると定めています。また、第7項では、委員会は、前条第4項の規定による報告その他の不当要求行為等に関する報告を受けたときは、当該不当要求行為等に関し、速やかに調査を行い、その結果を町長に報告すると定めています。

次に18ページをお開きください。

第8条では、町長は、委員会から不当要求行為等の報告を受けたときは、不当要求行為等の行為者に対し、文書での警告、警察への通報、仮処分申立て、その他不当要求行為等に対し採るべき必要な措置を講じなければならないとしており、第2項では、当該不当要求行為等がやまないときは、当該不当要求行為等の行為者の氏名又は名称、不当要求行為等の内

容その他必要と認める事項を公表することができると定めています。

そのほかの条文は説明を省略しますので、お目通しください。

また、附則において、この条例は、令和7年8月1日から施行することといたしております。

以上、「議案第51号 内子町不当要求行為等防止対策条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第51号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第51号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 11 議案第52号 内子町自家用有償旅客運送条例の全部を改正する条例について

日程第 12 議案第53号 内子町デマンドバスの運行に関する条例を廃止する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第11 議案第52号 内子町自家用有償旅客運送条例の全部を改正する条例について」及び「日程第12 議案第53号 内子町デマンドバスの運行に関する条例を廃止する条例について」、以上2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第52号 内子町自家用有償旅客運送条例の全部を改正する条例について」、「議案第53号 内子町デマンドバスの運行に関する条例を廃止する条例」につきましては、いずれも、自家用有償旅客運送制度の導入に伴い、条例の改正及び条例の廃止をするもので関連がございますので一括提案させていただくものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） それでは、「議案第52号 内子町自家用有償旅客運送条例の全部を改正する条例について」、「議案第53号 内子町デマンドバスの運行に関する条例を廃止する条例について」以上、2件の議案については関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

議案書は19ページ。それから、今、データを送らせていただきました。30ページに掲載しております。

本案は、デマンドバスの運行を見直し、自家用有償旅客運送制度を導入するため、関連条例の全部改正及び廃止をするものです。

改正条例案は20ページから29ページに、廃止条例案は31ページに。また、議案説明資料3の1ページに改正の概要を掲載しております。

説明は議案説明資料3にて、説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

初めに、1のデマンドバス運行の見直しについてですが、現在、デマンドバスの運行は町内のタクシー会社に委託していますが、ドライバーの確保が大変厳しい状況となっており、このままでは住民の公共交通を維持することが困難な状況になることが推測されます。そのため、既存のデマンドバス19路線を右側に記載しております運行体制に見直します。既存路線の15路線については変更ありません。

その下の参川線・田渡線に住民ドライバーによるデマンドバスを導入します。ドライバーが委託業者から地域住民に変わるだけで、予約手続きなどはこれまでと同じです。

その下の立石線・上成線には、住民の自家用車を使用して予約のあった利用希望者を送迎する共助型ライドシェアを導入します。利用者が前日までにオペレーターへ電話で利用希望日時などを伝え、オペレーターが登録された住民ドライバーの予約を確認します。ドライバーが見つければ予約を確定し、オペレーターが利用者に電話連絡します。なお、ドライバーの都合が合わない場合は送迎できない場合もあります。

その下の、まちなか乗り合いタクシーを新たに導入します。これは、内子・五十崎地区の市街地でデマンドバスがないエリアを対象に、ダイヤ及び路線を設定せず、利用希望者の予約に基づき運行します。利用者は利用する30分前までにオペレーターに電話で予約します。予約があれば、委託先のタクシー会社が最適な経路で利用者を順番に載せて目的地まで送迎します。ただし、利用可能なエリアは内子・五十崎地区の市街地に限定されます。

次に、2の運行見直しに伴う条例の改正及び廃止についてですが、現在、町営バスについては内子町自家用有償旅客運送条例で、デマンドバスについては内子町デマンドバスの運行に関する条例でそれぞれ規定しています。デマンドバス運行の見直しに合わせて、内子町自家用有償旅客運送条例にデマンドバスの運行を統合し、条例の全部を改正するとともに、内子町デマンドバスの運行に関する条例を廃止します。

次に、3のデマンドバスの運行体系についてですが、これまで左側に記載しております一般乗合旅客自動車運送による緑ナンバーの車両でデマンドバスを運行しておりましたが、

今後は住民の方が運転できるようにするため、自家用有償旅客運送による白ナンバーの車両に変更するものです。

次に、4の使用料についてですが、デマンドバス使用料に、新たに定期乗車券の区分を創設し、大人1ヶ月2,000円とします。

次に、右側の上段、共助型ライドシェア使用料ですが、デマンドバス使用料と同額です。ただし、現金の取り扱いを行わず、回数乗車券と定期乗車券のみとします。次に、下段のまちなか乗合タクシー使用料ですが、普通料金は大人1人1乗車につき400円、回数乗車券は大人400円券11枚つづり4,000円、定期乗車券は、大人1か月3,000円とし、障がい者及び小人は、各種別の大人使用料の半額とします。

また、附則において、これら2件の条例は、令和7年7月1日から施行することといたしております。

以上、「議案第52号 内子町自家用有償旅客運送条例の全部を改正する条例について」、「議案第53号 内子町デマンドバスの運行に関する条例を廃止する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第52号」及び「議案第53号」の2議案は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第52号」及び「議案第53号」の2議案は総務文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。この時計で11時15分から再開をします。

午前 11時02分 休憩

---

午前 11時15分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

---

日程第 13 議案第54号 内子町有代替旅客自動車運営審議会条例を廃止する条例について

日程第 14 議案第55号 内子町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第13 議案第54号 内子町有代替旅客自動車運営審議会条例を廃止する条例について」及び「日程第14 議案第55号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第54号 内子町有代替旅客自動車運営審議会条例を廃止する条例について」、「議案第55号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、いずれも地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく内子町地域公共交通会議の設置に伴い、条例の廃止及び条例の一部改正をするもので、関連がございますので一括提案させていただくものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） それでは、「議案第54号 内子町有代替旅客自動車運営審議会条例を廃止する条例について」、「議案第55号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」以上2件の議案については、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

議案書1の32ページをお開きください。

「議案第54号 内子町有代替旅客自動車運営審議会条例を廃止する条例」でございます。

提案理由でございますが、内子町有代替旅客自動車運営審議会条例は、バス業務の円滑な運営を図ることを目的に審議会の設置を定めた条例ですが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく内子町地域公共交通会議の設置に伴い、今後、同審議会を開催することがないことから、同条例を廃止するものでございます。

33ページをお開きください。

こちらに廃止条例案を掲載しております。

また、附則において、この条例は令和7年7月1日から施行することとしております。

次に、34ページをお開きください。

「議案第55号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

本案は、内子町有代替旅客自動車運営審議会条例の廃止に伴い、内子町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正条文は35ページのとおりでございます。

次に、改正内容を新旧対照表でご説明させていただきます。議案説明資料の2ページをお開きください。

左側の旧の別表に記載しております「内子町有代替旅客自動車運営審議会委員」の項を削除します。

また、附則において、この条例は令和7年7月1日から施行することといたしております。

以上、「議案第54号 内子町有代替旅客自動車運営審議会条例を廃止する条例について」、「議案第55号 内子町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第54号」及び「議案第55号」の2議案は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第54号」及び「議案第55号」の2議案は、総務文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 15 議案第56号 内子町文化伝習センター条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第15 議案第56号 内子町文化伝習センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第56号 内子町文化伝習センター条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町文化伝習センター一般施設利用について、談話室の料金などを定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） それでは、「議案第56号 内子町文化伝習センター条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

資料1、議案書の36ページをお開きください。

提案理由といたしましては、内子町文化伝習センター一般施設利用について、談話室の料金及び全ての料金への町外者加算料金を定めるため、内子町文化伝習センター夜間体育照明施設に卓球場の料金を定めるため及びトレーニング室利用について冷暖房設備利用加算料金及び町外者加算料金を定めるため、内子町文化伝習センター条例の一部を改正するものでございます。

資料1、議案書の37ページから38ページに改正条文を。また、資料3、議案説明資料の3ページから4ページに新旧対照表を掲載しております。

改正内容につきましては、資料3、議案説明資料の新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

説明資料の3ページに掲載しております新旧対照表をご覧ください。

内子文化伝習センター条例、別表第6条関係 一般施設使用料を改めるものでございます。現在は旧表、右の表でございます。

今回の改正では、新表、左の表のとおりでございます。中段あたり、談話室については、近年、会議室としての利用が多くなっていることから、新たに使用料を定めさせていただくものです。

4ページ上段では、施設2階にあります卓球場について、新たに料金の定めを行っております。

3ページ下段、体育目的でのトレーニング室利用につきましては、近年の異常気象、とりわけ夏の熱中症予防のために、冷房の使用をできるよう料金設定を行っております。

さらに、屋外施設を含めた全館に町外利用加算50%を設定させていただいております。

町外加算の料金改定根拠といたしましては、内子町立公民館利用条例、別表第3条関係において、町外者の使用料について50%加算としており、内子文化伝習センターについても同様に定めさせていただくものです。

なお、附則といたしまして、この条例の施行につきましては、町民への周知期間もございまして、令和7年7月1日とさせていただきます。

以上、「議案第56号」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第56号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いま

す、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第56号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第 16 議案第57号 内子町内子スポーツセンター条例の一部を改正する条例について**

○議長（泉浩壽君） 「日程第16 議案第57号 内子町内子スポーツセンター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第57号 内子町スポーツセンター条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町内子スポーツセンター使用料について、町外者加算料金を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） それでは、「議案第57号 内子町内子スポーツセンター条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

資料1、議案書の39ページをお開きください。

提案理由といたしましては、内子町内子スポーツセンター使用料について、町外者加算料金を定めるため、内子町内子スポーツセンター条例の一部を改正するものでございます。

資料1、議案書の40ページに改正条文を、また資料3、議案説明資料の5ページに新旧対照表を掲載しております。

改正内容につきましては、資料3、議案説明資料の新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

説明資料の5ページに掲載しております新旧対照表をご覧ください。

内子スポーツセンター条例、別表第7条関係を改めるものでございます。現在は旧表、右の表でございます。

今回の改正では、新表、左の表のとおり、町内在住者、町外在住者の区別を定め、町内在住者利用料を従来どおりとし、新たに町外在住者の使用料を定めるものでございます。町外在住者の使用料は町内在住者の使用料と比較し、3倍の使用料としております。

この料金改定の根拠といたしましては、内子町五十崎体育館条例に習い、同条例、別表第7条関係で定めている体育館使用料において、町民と町民以外の使用料区分を約3倍とさせていただきます。よって、内子スポーツセンターもこれに準じて定めさせていただくものでございます。

なお、附則といたしましては、この条例の施行につきましては、町民への周知期間もございますので、令和7年7月1日とさせていただきます。

以上、「議案第57号」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第57号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第57号」は総務文教常任委員会に付託することに決定をしました。

---

#### 日程第 17 議案第58号 内子町五十崎体育館条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第17 議案第58号 内子町五十崎体育館条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第58号 内子町五十崎体育館条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町五十崎体育館の冷暖房設備利用料金を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 福見自治学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） それでは、「議案第58号 内子町五十崎体育館条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

資料1、議案書の41ページをお開きください。

提案理由といたしましては、内子町五十崎体育館の冷暖房設備利用料金を定めるため、内

子町五十崎体育館条例の一部を改正するものでございます。

資料1、議案書42ページに改正条文を、また資料3、議案説明資料の6ページに新旧対照表を掲載しております。

改正内容につきましては、資料3、議案説明資料の新旧対照表によりご説明させていただきます。

説明資料の6ページに掲載しております新旧対照表をご覧ください。

五十崎体育館条例、別表第7条関係を改めるものでございます。現在は旧表、右の表でございまして、今回の改正では、新表、左の表のとおりでございまして、本年度、令和7年度に施設利用者の熱中症予防対策や、避難所としての機能向上を目的として整備する冷暖房設備の使用料を新たに定めるもので、使用料を1時間あたり2,000円とするものでございます。

この料金改定の根拠といたしましては、すでに同規模施設に冷暖房設備を整備している他の地方自治体の使用料等を参考に定めさせていただくものでございます。

なお、附則といたしましては、この条例の施行につきましては、冷暖房設備整備後を予定しております令和7年8月1日とさせていただきます。

以上、「議案第58号」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第58号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第58号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第 18 議案第59号 内子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第18 議案第59号 内子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第59号 内子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、一般廃棄物処理手数料及び粗大ごみの処理手数料を改

正することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、環境政策室長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○環境政策室長（西岡美穂君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 西岡環境政策室長。

〔西岡美穂環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（西岡美穂君） 「議案第59号 内子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」 ご説明申し上げます。

議案書1の43ページをご覧ください。

本案は、ごみ処理にかかる手数料の見直しを行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

提案理由といたしまして、内子町におけるごみの排出状況や処理経費の推移などを踏まえ、排出者負担の公平性を保つとともに、ごみの分別やリサイクル意識の向上、ごみの排出削減を図るため、廃棄物処理検討委員会の答申に基づき見直しを行うものでございます。

44ページに改正条文を掲載しております。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

議案説明資料の7ページをご覧ください。

まず、別表第2、一般廃棄物処理手数料（指定袋を使わない場合）について、区分「持込量50kgまで」を金額「500円」に、区分「持込量50kgを超える場合」を金額「500円に10kg増すごとに100円を加算」に改めます。

続いて、別表第3、粗大ごみ（家庭系一般廃棄物）の処理手数料について、種別取扱区分のうち、旧表で「町が指定したステーションに排出しようとする物で、町が収集・運搬する場合」を「町が収集する場合で、特定家庭用機器を除く。」に改め、その下に、種別取扱区分「個別収集・運搬手数料」、金額「1回につき2,000円」を追加するものでございます。

また附則において、「令和7年10月1日から施行する。」といたしております。

以上、「議案第59号 内子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第59号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案題59号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定をしました。

日程第 19 議案第60号 内子町移住体験施設（長田移住体験施設）の指定管理者の指定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第19 議案題60号 内子町移住体験施設（長田移住体験施設）の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第60号 内子町移住体験施設（長田移住体験施設）の指定管理者の指定」につきましては、内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、企画情報課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君） それでは、「議案第60号 内子町移住体験施設（長田移住体験施設）の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

議案書45ページをお願いいたします。

まず、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称が「長田移住体験施設」で、所在地は内子町五百木4148番地でございます。

2つ目に、指定管理者に指定する団体の名称及び所在地でございます。名称が「長田自治会」で、所在地は内子町五百木4192番地でございます。

3つ目に、指定の期間でございますが、令和7年7月1日から令和12年6月30日までの5年間でございます。

本施設につきましては、内子町における移住促進事業の一環として、移住希望者が一定期間、内子町に居住し、移住体験を通じた地域との交流を行うことで定住につなげ、地域の活性化を図ることを目的に設置しているものでございます。

本施設は、地域に特化した施設であり、平成27年7月から長田自治会が本施設の指定管理者の指定を受け、現在まで、施設の維持管理に加え、入居者の募集、入居受付・選考、利用料金の徴収などの運営を行っていただいております。

また、本施設では、これまでに5世帯9名の利用者確保の実績があることもあり、内子町公の施設指定管理者選定委員会の審議により、指定管理者として「長田自治会」が適任であるとの報告を受けたことから、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案説明資料3の8ページに本施設の位置図を掲載させていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、「議案第60号 内子町移住体験施設（長田移住体験施設）の指定管理者の指定について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第60号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第60号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第20 議案第61号 内子町農村公園（内子町泉谷農村公園）の指定管理者の指定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第20 議案第61号 内子町農村公園（内子町泉谷農村公園）の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第61号 内子町農村公園（内子町泉谷農村公園）の指定管理者の指定」につきましては、内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、農林振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○農林振興課長（新田栄作君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 新田農林振興課長。

〔新田栄作農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（新田栄作君） それでは、「議案第61号 内子町農村公園（内子町泉谷農村公園）の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

議案書1の46ページをお願いいたします。

まず、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称が「内子

町泉谷農村公園」で、所在地は内子町北表乙625番地6でございます。

2つ目に、指定管理者に指定する団体の名称及び所在地でございますが、名称が「御祓自治会」で、所在地は内子町北表甲973番地7でございます。

3つ目に、指定の期間でございますが、令和7年8月1日から令和12年7月31日までの5年間でございます。

本施設につきましては、内子町における農業集落居住者の憩いの場を提供する目的で設置している公園でございます。同地区には、棚田百選にも選定されている泉谷の棚田もあり、四季折々、その原風景を楽しみに全国から多くのファンが駆けつけており、この施設では、しゃくなげ保全の管理などを行い、多くの利用があり、内子町公の施設指定管理者選定委員会の審議により、指定管理者として適任であるとの報告を受けたことから、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案説明資料3の8ページに本施設の位置図を掲載させていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、「議案第61号 内子町農村公園（内子町泉谷農村公園）の指定管理者の指定について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第61号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第61号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

## 日程第 21 議案第62号 G I G Aスクール用端末（C h r o m e O S）の共同調達に係る物品購入契約について

○議長（泉浩壽君） 「日程第21 議案第62号 G I G Aスクール用端末（C h r o m e O S）の共同調達に係る物品購入契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第62号 G I G Aスクール用端末（C h r o m e O S）の共同調達に係る物品購入契約」につきましては、5月12日に入札を執行し、仮契約を締結した物品購入契約について、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、学校教育課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○学校教育課長（宮久保邦博君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 宮久保学校教育課長。

〔宮久保邦博学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（宮久保邦博君） それでは、「議案第62号 G I G Aスクール用端末（C h r o m e O S）の共同調達に係る物品購入契約について」をご説明申し上げます。

議案につきましては、議案書1の47ページ、説明資料は、議案説明資料3の9ページに概要を掲載しております。

議案書1の47ページをご覧ください。

提案理由でございますが、愛媛県及び県内市町が連携・共同して設立した「愛媛県G I G Aスクール推進協議会」がG I G Aスクール用端末の共同調達を行うために5月12日に入札を執行し、決定した落札業者と仮契約を締結した物品購入契約について、議会の議決を求めるところでございます。

契約の目的は、G I G Aスクール用端末（C h r o m e O S）の共同調達に係る物品購入契約。

契約の方法は、随意契約。

契約の金額は、5, 232万4, 800円。

契約の相手方は、愛媛県今治市南大門町1丁目1番地の15、四国通建株式会社代表取締役、高木康弘となります。

契約の概要につきましては、議案説明資料3の9ページにてご説明させていただきます。

業者の選定方法は、愛媛県G I G Aスクール推進協議会が実施する一般競争入札、契約台数は991台、なお端末の設置先の内訳は記載のとおりでございます。

機器の概要につきましては、愛媛県G I G Aスクール推進協議会で検討し、G o o g l e C h r o m e O Sの端末でございます。

物品の納入期限は令和7年12月28日としております。

以上、「議案第62号 G I G Aスクール用端末（C h r o m e O S）の共同調達に係る物品購入契約について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第62号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第62号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第 22 議案第63号 土地改良事業計画（本川地区）について**

○議長（泉浩壽君） 「日程第22 議案第63号 土地改良事業計画（本川地区）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第63号 土地改良事業計画（本川地区）」につきまして、土地改良法第96条の2第2項の規定により、本川地区の土地改良事業計画について議会の議決を求めるものでございます

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「議案第63号 土地改良事業計画（本川地区）について」ご説明させていただきます。

資料の1、議案書の48ページをお開きください。

提案理由でございますが、内子町が土地改良事業を行うにあたり、土地改良事業計画を定め、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事業種目は、愛媛県単独土地改良事業でございます。

施工箇所は、内子町本川の本川地区でございます。

事業量は、農業用施設整備としまして、水路71メートルを計画しております。

経費見込みは300万円。

施工方法は請負。

施工期間は令和7年度でございます。

続きまして、資料3、議案説明資料の10ページをお開きください。

事業計画書でございます。第1章、事業の目的でございますが、2haの水田への用水路として利用されております既存水路構造物については老朽化が著しく、漏水箇所が多発しており維持管理等に多大な労力を費やしている状況でございますので、当該水路を改良し、維持管理や水管理の省力化及び営農意欲の高揚を図ることとしております。

次に、第2章、施工に係る地域の所在、地積および現況でございますが、内子町本川、本川地区で、田2haでございます。主に水稻の栽培を行っており、現況・計画とも同様の作付面積となっております。

第3章の主要工事計画でございますが、農業用施設整備（水路）、延長71mでございます。

第4章の予定工期は令和7年度を予定しております。

第5章の事業費の総額は事業費300万円を見込んでおります。財源の内訳といたしましては、県補助金が40%。地元負担金といたしまして、内子町公共事業分担金徴収条例によります12%を予定しております。

第6章の効果でございますが、総費用便益比（B/C）が1.3でございます。

続きまして、次の11ページをお開きください。

こちらに、位置図、計画平面図、標準断面図を掲載してございます。お目通しをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、「議案第63号 土地改良事業計画（本川地区）について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第63号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第63号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第 23 議案第64号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（泉浩壽君） 「日程第23 議案第64号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第64号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

議案説明資料3の12ページをお開きください。

「令和7年度内子町一般会計補正予算（第2号）」の補正につきましては、歳入歳出それぞれ21億5,349万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億9,578万2,000円と定めるものでございます。

前年度の6月補正後予算と比較して9億9,684万8,000円、率にして8.8%の

増となっております。

表中右側に「一般会計補正予算（第2号）」の財源を示しておりますが、国県支出金6億5,576万9,000円、地方債7億7,900万円、その他特定財源3億4,979万7,000円、一般財源3億6,892万5,000円の増額となっております。

今回の補正は、新たなまちづくりの指針となる第3期内子町総合計画に掲げた事業の推進、そして私の公約として掲げる事業の推進としまして、商工業の活性化、教育への支援、防災・安全安心づくり、魅力ある風景や生活の基盤整備、そして、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置、これらを主要施策として予算化をしております。

13ページをお開きください。

商工業の活性化としまして、観光拠点の機能強化を図ります。地域に暮らす人々の日々の生活を支え、豊かで活力に満ちた地域づくりの一翼を担う道の駅として、産業の振興、賑わいの創出に注力し、小田の発展をめざす多機能拠点にするため、道の駅「小田の郷せせらぎ」に加工所・倉庫を整備するとともに、既存の倉庫解体設計を行います。

道の駅小田の郷せせらぎ倉庫解体設計業務委託616万円、道の駅小田の郷せせらぎ加工所・倉庫新築工事5,445万円を計上しております。

財源は、新しい地方経済・生活環境創生交付金3,019万5,000円、過疎対策事業債2,420万円、公共施設整備基金繰入金620万円、一般財源1万5,000円としております。

次に、小田深山溪谷周辺の拠点整備として、溪谷自然エリアにおける黒川沿いの三叉路にビジターセンターを建設し、年間3万人が訪れる賑わい溢れる空間を創ります。

ビジターセンター実施設計委託3,066万3,000円、また、安定した自己水源を確保するため水道施設整備工事1,590万9,000円を計上しております。

財源は、新しい地方経済・生活環境創生交付金2,476万9,000円、公共施設整備基金繰入金2,180万円、一般財源3,000円としております。

そのほか、小田深山溪谷沿いの遊歩道を再整備し、安全に散策を楽しめるエリアを創るため、遊歩道整備工事1,181万4,000円を計上しております。

財源は、自然環境整備交付金事業費補助金529万5,000円、公共施設整備基金繰入金650万円、一般財源1万9,000円としております。

次に、同ページ右側です。

教育への支援としまして、町内高校との連携強化を図ります。魅力化コーディネーターが、役場、学校、地域など関係機関と連携を取りながら、内子高等学校本校内に公営塾を開設して魅力を高め、多くの新入生を呼び込むための経費として、内子高等学校本校魅力化業務委託750万2,000円。また、魅力化コーディネーターや公営塾の講師採用を支援する経費として、内子高等学校本校魅力化の地域おこし協力隊採用業務委託費350万9,000円を計上しております。

財源は、一般財源1,101万1,000円としております。

次に、内子高等学校小田分校と調整ができましたので、旧小田分校体育館を解体し、駐車場として活用するため、旧小田分校体育館解体工事2,871万円を計上しております。

財源は、公共施設整備基金繰入金2,870万円、一般財源1万円としております。

次に、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置としまして、令和6年度分所得税及び定額減税の実績額が確定したのちに、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方たちに給付する定額減税不足給付金5,829万円、事務費134万1,000円を計上しております。

財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,963万1,000円としております。

次に、14ページをお開きください。

防災・安全安心づくりとしまして、持続可能な消防施設の管理を行います。消防団員の活動拠点となります消防詰所が老朽化しているため、田渡分団第2部消防詰所新築工事2,574万円を計上しております。

財源は、緊急防災・減災事業債2,570万円、一般財源4万円としております。

また、小田分団第3部消防車庫新築工事2,596万円の財源は、緊急防災・減災事業債2,590万円、一般財源6万円としております。

次に、いつ発生するか分からない地震等の災害に備え、食品や生活用品、医療薬品を備蓄するため、災害医療等の備蓄品の購入に384万7,000円を計上しております。

財源は、災害対策基金繰入金380万円、一般財源4万7,000円としております。

次に、内子町地域防災計画で指定避難所施設に位置付けられています大瀬自治センターを整備します。なお、令和5年3月のゼロカーボンシティ宣言を推進するため、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支を0にすることを目指す建物とします。

新築工事2億8,667万1,000円、監理委託799万7,000円、坂路整備工事960万円を計上しております。

財源は、過疎対策事業債2億5,790万円、脱炭素推進事業債3,300万円、森林環境譲与税基金繰入金1,330万円、一般財源6万8,000円としております。

次に、同ページ右側です。

魅力ある風景や生活の基盤整備としまして、景観・歴史的風致の維持向上を目指します。歴史的風致形成建造物を保存活用し、交流人口の拡大を促進するとともに、町民と来訪者の相互交流の場を提供し、更なる地域活性化を目指すため旧森家をハードとソフトの両面で整備します。

客座敷、米蔵等を整備する経費、旧森家住宅整備委託・工事2億6,273万5,000円を計上しております。

財源は、社会資本整備総合交付金8,011万8,000円、過疎対策事業債1億8,260万円、一般財源1万7,000円としております。

また、旧森家の管理運営者を自走できる組織に育てることで、施設の賑わい等を地域全体に広げるためのソフト事業として、旧森家を活用した魅力創出に4,266万9,000円を計上しております。

財源は、新しい地方経済・生活環境創生交付金2,051万5,000円、一般財源2,215万4,000円としております。

次に、令和6年度から保存修理を開始しています内子座ですが、保存修理と同時に防火水槽ポンプ室工事などの防災工事を行います。そのため、内子座防災施設整備事業実施設計委託557万7,000円を計上しております。

財源は、重要文化財等防災施設整備事業費補助金366万6,000円、過疎対策事業債190万円、一般財源1万1,000円としております。

また、空調や舞台吊物装置も併せて整備するため、内子座高付加価値化事業実施設計委託1,202万3,000円を計上しております。

財源は、文化資源活用事業費補助金781万4,000円、過疎対策事業債420万円、一般財源9,000円としております。

以上、「議案第64号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第2号）について」ご説明いたしました。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第64号」は予算決算常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第64号」は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第 24 議案第65号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について**

**日程第 25 議案第66号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（泉浩壽君） 「日程第24 議案第65号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」及び「日程第25 議案第66号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第65号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第66号 内子町職員の勤務時間、休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、いずれも令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告に基づき、職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、条例の一部改正をするもので、関連がございますので一括提案させていただくものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） それでは、「議案第65号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第66号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」以上2件の議案について、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

議案書1-2の1ページをお開きください。

「議案第65号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、令和6年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」に基づき、職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正条文は2ページから3ページのとおりでございます。

次に、改正の概要を議案説明資料3-2でご説明いたします。

1ページをお開きください。

左側に、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正内容を記載しておりますが、改正内容は部分休業制度の拡充でございます。

1点目は、(1)の部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲で部分休業を取得できる形態に加え、新たに、1年につき条例で定める時間(10日相当)を超えない範囲内で部分休業を取得できる形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とするものです。

改正後のところをご覧ください。

①現行の1日につき2時間を超えない範囲で部分休業を取得できる形態を第1号部分休業とし、②1年につき10日相当の範囲内で部分休業を取得できる形態を第2号部分休業と定められました。

2点目は、部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、これまでの

「3歳に達するまで」を「小学校就学の始期に達するまで」に引き上げられました。これらの法律改正により、内子町職員の育児休業等に関する条例を改正します。

改正します7つの項目を下段に記載しています

①ですが、部分休業が取得可能な非常勤職員の要件について、1日の勤務時間が6時間15分と定められていましたが、これを削除します。

次に②は、職員が第1号部分休業をする場合、勤務時間の始めと終わりに限られていましたが、この取り扱いを廃止します。

次に③は、職員が第2号部分休業を請求した場合は、1時間を単位として承認します。

次に④は、部分休業の請求を申し出る単位期間について、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

次に⑤は、職員が1年に請求できる第2号部分休業の上限について、常勤職員は77時間30分、非常勤職員は1日あたりの勤務時間に10を乗じて得た時間とします。

次に⑥は、職員が部分休業の請求パターンを変更できる特別の事情を定めます。

次に⑦は、部分休業の取り消し事由として、特別な事情が生じたことにより、職員が育児時間の申し出の内容を変更したときとします。

次に、2ページから3ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

3ページをお開きください。

下段です。附則において、この条例は、令和7年10月1日から施行することといたしております。

また、経過措置としまして、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における、この条例による改正後の内子町職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とするとしております。

次に、議案書1-2の4ページをお開きください。

「議案第66号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

本案も、令和6年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」に基づき、職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、人事院規則が改正されたことに伴い、内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正条文は5ページから6ページのとおりでございます。

次に、改正の概要をご説明いたします。

議案説明資料3-1の1ページをお開きください。

右側中段です。子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を2点定めます。

1点目は、(1)の2行目です。任命権者に、本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の情報提供に併せ、以下の4項目を義務付けます。

①仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供、②仕事と育児との両立支援制度等の利用に関する意向確認のための措置、③当該申出にかかる子の心身の状況又は育児に関する当該申出をした職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置、④③により意向を確認した事項への配慮でございます。

2点目は、(2)の3行目、任命権者に、3歳に満たない子を養育する職員に対して一定の期間内に以下を行うことを義務付けます。

①、②は(1)の記載内容と同じです。③当該職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項にかかる当該職員の意向確認のための措置、④③により意向を確認した事項への配慮でございます。

次に、4ページから5ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

5ページをお開きください。

附則において、この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行することといたしており、経過措置といたしまして、任命権者は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができ。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなすとしております。

以上、「議案第65号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第66号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第65号」及び「議案第66号」の2議案は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第65号」及び「議案第66号」の2議案は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 26 議案第67号 第23号 小田自治センター空調設備改修工事（1期）に係る工事請負契約について

○議長（泉浩壽君） 「日程第26 議案第67号 第23号 小田自治センター空調設備改修工事（1期）に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第67号 第23号 小田自治センター空調設備改修工事（1期）に係る工事請負契約」につきましては、5月28日に入札を執行し、仮契約を締結した工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 「議案第67号 第23号 小田自治センター空調設備改修工事（1期）に係る工事請負契約について」ご説明申し上げます。

追加議案書1-2の7ページをご覧ください。

契約の目的でございますが、「第23号 小田自治センター空調設備改修工事（1期）に係る工事請負」でございまして、契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約金額は5,775万円で、契約の相手方は、喜多郡内子町小田262番地、株式会社一柳電気水道設備代表取締役、越智治徳でございます。

落札率につきましては、99.26%。工期につきましては、議会の議決のあった翌日から、令和7年12月12日の予定でございます。

追加議案資料3-2の6ページをご覧ください。

工事概要等についてご説明申し上げます。

今回、空調改修を行うのは、平面図で朱書きで示している部分でございます。改修内容といたしましては、ビル用マルチエアコンとして、室外機7台、室内機40台、パッケージエアコンを1台、ルームエアコン1台を整備いたします。また、同時にキュービクル（高圧受電設備）の改修も行います。

また、平面図の大ホールを含む青色の部分の改修につきましては、2期工事といたしまして、来年度、令和8年度以降改修を行う予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第67号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第67号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日、各常任委員会及び予算決算常任委員会に付託しました議案の審査報告については、会期末6月13日の本会議でお願いします。

明日、4日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。

---

午後 12時30分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

---

内子町議会議員

---

内子町議会議員

---

令和7年6月第148回内子町議会定例会会議録（第2日）

- 招集年月日 令和7年6月3日（火）  
 ○開会年月日 令和7年6月4日（水）  
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（13名）

1番	酒井勝也君	2番	松田修君
3番	西口邦彦君	4番	城戸司君
5番	向井一富君	6番	久保美博君
7番	森永和夫君	8番	菊地幸雄君
9番	泉浩壽君	10番	大木雄君
11番	山本徹君	12番	下野安彦君
13番	山崎正史君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	上山淳一君	企画情報課長	二宮大昌君
住民課長	橋本一恵君	税務課長	久保宮賢次君
保健福祉課長	上野昌宏君	こども支援課長	亀岡秀俊君
建設デザイン課長	亀内重範君	会計課長	山本勝利君
町並・地域振興課長	高山重樹君	農林振興課長	新田栄作君
小田支所長	中嶋優治君	環境政策室長	西岡美穂君
教育長	林純司君	学校教育課長	宮久保邦博君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高嶋由久子君	書記	本田紳太郎君
------	--------	----	--------

○議事日程（第9号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 議事日程通告  
 日程第 3 一般質問

---

○本日の会議に付した事件  
日程第1から日程第3まで

---

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。ご着席ください。  
○議長（泉浩壽君） ただ今から、本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（泉浩壽君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番、向井一富議員、6番、久保美博議員を指名します。

---

### 日程第 2 議事日程通告

○議長（泉浩壽君） 「日程第2 議事日程通告」をします。  
本日の議事日程は、お手元に配付しております「議事日程（第9号）」のとおりであります。

---

### 日程第 3 一般質問

○議長（泉浩壽君） 「日程第3 一般質問」に入ります。  
質問は一問一答とします。  
議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により30分以内とします。発言残時間は、右側の壁に設置しております残時間表示版でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう議員各位のご協力をお願いいたします。  
理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言をしてください。  
本日の質問者は4名です。  
それでは、受付順に質問を許します。  
最初に、森永和夫議員の発言を許します。  
○7番（森永和夫君） 議長。  
○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

[森永和夫議員登壇]

○7番（森永和夫君） それでは、6月議会にあたり、通告に従い質問をいたします。  
質問の前に、1月に行われました町長選挙に、私はこれまでの4回の町長選挙が無投票であったことに対し、「このままでいいのか」ということを町民の皆様に問題提起することが政治に関わるものとしての役割と考え、挑戦をいたしました。もちろん、私なりにまちづく

りに対する思い、ビジョンもありました。しかし、結果は小野植町長が20年ぶりに選挙で選ばれました。どうか町長には、これからの町政の舵取り役をしっかりと果たしていただきたいと思います。私はこれまでも、そしてこれからも是々非々で町政に向き合い、内子のために、町議会議員としての役割を果たしていきたいと思います。

選挙を終えて、1つ残念なことがあります。投票率の低さです。20年ぶりの町長選挙でした。町民の皆さんの町政に対する関心を高めてほしいとの思いもあっての挑戦でしたが、投票率59.79%。過去最低の結果でした。

また、4月の町議会議員の選挙では、13名の定員に対し17名の立候補者と、これまでにない激戦となったにもかかわらず65.96%。前回は若干上回った結果です。私が1期目の2013年の投票率は73.69%、2017年は68.32%、そして前回、2021年、63.1%でした。

20年前の合併時、2万797人、5月末の人口1万4,531人の小さな町です。社人研の推計では、2045年には9,000人、内子町としては1万人を目指すということですが、いかに人口減少に歯止めをかけるのかが、これからのまちづくりの最優先課題であり、そのためには、町民の皆さんが自分たちもまちづくりに参加しているんだという実感が持てるまちを目指すべきと考えます。その結果、町政に対する関心が高まり、おのずと投票率のアップに繋がるものと考えます。

町民の皆さんに関心を持ってもらうためには、行政はもちろんですが、議会、町民に寄り添い、町民の声を聞く機会を増やし、誰もが納得のいく政治本来の役割をこれまで以上に果たすことが必要と考えます。

さて、先日、第3期内子町総合計画が策定され、各戸に概略版が配布されました。今後、この総合計画により、まちづくりが推進されることとなります。中身については今回触れませんが、今後、各常任委員会で検証していくこととなります。

その冒頭で、町長は「合併20周年記念シンポジウムで愛媛大学社会共創学部井口教授から、人口減少の中にあっても、そこで暮らす人々が幸福で多様で、充実している社会を縮充社会と呼び、その仕組みづくりを今から考えていくことが必要であるなど、今後のまちづくりに生かすべきヒントをいただいた。人口が減少する社会を悲観的に捉えるだけでなく、前を向き、そこで暮らす人々が自分に適した暮らしを続けていくことができるよう、総合計画に基づく事業を推進してまいりたい。」とされています。

さて、この縮充社会ですが、関西学院大学建築学部教授であり、コミュニティデザイナーの山崎教授が提唱した概念で、地域住民の力を活かし、人口減少や税収縮小が進むなかでも、充実した生活を作り出すまちづくりを目指す考え方です。また、この概念は地域の協力や参加を中心にした新しい価値観の形成を目指しています。

縮充社会。私もこの概念、人口が縮小しても充実したまちづくりを目指そうという山崎教授の意図は理解しています。この前提には、人口減少は避けられない。仕方がない。けど何とかしなければならぬということがあると思います。

果たしてそうでしょうか。町長として、我々議員として考えなければならないのは、何が何でも人口減少に歯止めをかける。そのために何をするかだと思います。人口が減っても、減らなくても、町民の皆さんが充実した幸せな暮らしができるようにするのが政治の、行政の役割です。そして、その先に、例え人口が減少しても、豊かな充実した社会に繋がるものと私は考えます。

合併して20年、もうすでに人口減少は現実のものとなっています。そこで町長に伺います。井口教授から今後のまちづくりに生かすヒントをいただいたということですが、これからの内子のまちづくりに、この縮充社会の概念を具体的にどう活かそうとされているのか伺います。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 森永議員のご質問にお答えをいたします。

ご存じのとおり、我が国は明治期以降、行動経済成長期を経て、急激な人口増加社会の中で拡大・成長を遂げた時代から、平成17年に総務省が「人口が減少局面に入りつつある」と発表して以降、人口は減少の一途をたどっています。このような背景もあり、物質的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさも同時に重要であるという意識の高まりなど、私たちの価値観も変化をしてくれております。

本年2月に開催いたしました「合併20周年記念シンポジウム」において、愛媛大学社会共創学部、井口梓教授にご講演をいただくなかで、人口減少を悲観的に捉えるだけでなく、自分の生き方や、暮らし方を探し、自分に適した暮らしを続けていくことで、みんなが様々な形で充実している社会を目指すということが縮小社会であるというお話が、今後のまちづくりを進めるうえでの考え方のヒントをいただきました。

これからのまちづくりに縮充社会の概念を具体的にどう活かすかのご質問でございますが、人口減少が進むなかにあっても、町に住む皆さんが誇りを持ち、「ここに住み続けたい。」「ここに住んでよかった。」とっていただけるような取り組みをしていくことだと考えております。

具体的には、第3期内子町総合計画の中で、子育て環境や教育環境の充実、各種分野における担い手の確保、自治会運営の支援、地域公共交通網の構築、防災対策など様々な分野で人口減少を念頭に置いて取り組みを計画しております。

また、総合計画の行動理念として掲げている「歴史にのぞみ、未来をひらく」に込めた意味としながらも、都市部のような「モノ」に溢れた社会を目指すのではなく、内子町の自然や歴史・文化など、先人が築いてくれた地域資源を大切に活用し、その豊かさに今一度、目を向けた暮らしを未来に描くことが、「住んでよかった。」「住み続けたい。」とっていただくことに繋がると考えます。

従いまして、このように縮充社会の概念を活かしながら、いろいろな角度から町の魅力を高められるよう、第3期内子町総合計画に掲げる事業を総合的に進めて考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） はい。町長のこの縮充社会に対する概念、具体的にどう活かされているのかということ、今、お聞きしたわけですが、この縮充社会というのは、先程言いました関西大学の山崎教授が、2016年に『縮小する日本「参加」が創り出す人口減少社会の希望』という本を刊行されて、そこから徐々に広がってきたものと私は思っています。

そして、この縮小社会っていうのは、人口減少や高齢化が進むなかで、地域の生活やコミュニティがより充実した状態を目指す社会のあり方です。具体的には、人口や税収が縮小しながらも、町長言われるように、地域の活動や住民の生活を豊かにしていく仕組みづくりであり、縮充社会は地域の協力や参加を中心にした新しい価値感の形成を目指すということと理解しています。この山崎氏が言われるのは、「縮小」を「縮充」へと導く唯一の答えが「参加」であると言われていています。この参加については後程質問をいたしますので、今ここで触れませんが、ぜひですね、人口減少が進む内子町でも、この縮充社会の概念をこれからのまちづくりに生かしていただきたいと思えます。

それでは、次の質問です。

この縮充社会ですが、人口が極端に減少した内子町を想像したときに、そんなに明るい社会、町民の皆さんが充実した暮らしができる内子町になるのか、実は私は半信半疑なんです。人口減少は、税収の減少や交付税の減少、住民サービスや道路・上下水道事業など、社会インフラの維持管理における負担増、町内経済の衰退、少子化、高齢化、限界集落など周辺部の衰退、幼稚園、保育園、小中学校の統廃合等々、いろいろな問題を引き起こします。そんな状態で、充実した暮らしをどう実現するのか。どうしても、私のような凡人は現実的な考え方をつついてしまいます。

私は縮充社会という言葉、実は最近知りました。人口が減少しても充実した社会とは、どんな社会なのか考えていました。誰もが未来に夢や希望を持って、元気に笑顔で暮らせる町、そして経済の活性化、安心して暮らせる環境、子育て支援の充実、高齢者の元気等々、思い浮かべました。要は、町民の皆さん方の暮らし満足度を高めることだと私は考えています。

そこで伺います。これまでも、人口減少に対する質問をしてきました。その中で、町長は「人口が減少すると、経済が縮小して町が活力を失い、社会保障や地域コミュニティの崩壊などが起こり、私たちの町にも関わる大きな問題です。」と危機感を持たれた答弁をされています。町長にとって、人口が減少するなかで、充実した暮らしをどのようにイメージされ

ているのか伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

人口減少は、地域経済の縮小、産業の担い手不足、また、地域行事や伝統芸能をはじめとするコミュニティの担い手不足などを引き起こすことが考えられ、併せて農地や山林の荒廃が進み、美しい里山景観の保全も難しくなると思われます。その結果、社会保障費負担率の増加や財政のひっ迫など、社会的、経済的な課題が深刻化することが予想され、危機感を抱いております。

このようななか、第3期内子町総合計画に基づき、農林商工業の担い手の確保、生産性の向上や稼ぐ力をつけるための取り組み、持続可能な観光への取り組み、内子町文化芸術推進基本計画に基づく文化芸術の推進、地域で共生できる町を目指すための自治会運営の支援、子育て支援や教育の充実、防災対策の様々な事業に取り組むことにより、町に住む方々の満足度を上げていくことが重要であると考えております。

従いまして、町に住む皆さんが地域に誇りを持ち、「ここに住み続けたい。」「ここに住んでよかった。」と思っただけかどうかが、充実した暮らしかどうかということに繋がるのではないかと考えており、行政は皆さんにそう思っただけよう第3期内子町総合計画に基づく事業を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） 町長のイメージされている充実した暮らしをできる内子町を目指していただきたいと思いますが、今朝の愛媛新聞に、地方創生の基本構想案で「人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じる。」との記事が掲載されていました。人口減少が進むなかで経済成長、なかなか難しい問題だと思います。充実した社会のなかには、やはり経済の活性化も見据えた取り組みも必要だということだと思います。

これからは、舵取り、大変、そういったなかで人口減少、そして経済の成長もということになると、なかなか難しい舵取り役になると思いますが、ぜひ町長の手腕を発揮していただいて、よりよい内子町を目指していただきたいと思います。

次に、この縮充社会の最後の質問になりますが、この縮充社会を提唱された山崎氏は「人口や税収が縮小しながらも、地域の営みや住民の生活が充実したものになる仕組みを編み出さなければならない時期を我々は迎えている。様々な対策が議論されているが、そうした縮小を縮充へと導く唯一の答えが参加である。」と言われております。これからのまちづくりは、行政への住民参加が必要であり、参加なくして未来なしとも言われています。これが縮充社会を目指すまちづくりと理解をしています。私もこの考え方には共感します。町民の皆

さんの声が行政に届き、自分たちもまちづくりや地域づくりに参加しているんだという実感が持てる町にすることが縮充社会ではないでしょうか。

そこで、このテーマ最後の質問です。これまで以上に、町民参加型のまちづくりに取り組むことについて、町長のご所見を伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

住民の皆様から、意見や提案をいただき、政策に反映させるプロセスを指す「町民参加型のまちづくり」は、人口減少により縮小する社会のなかにおいて、地域に誇りを持ち、「ここに住み続けたい」、「ここに住んでよかった。」と思える縮充社会を目指すためには大切なことだと考えております。これまでも地域づくり懇談会やホームページから、また個別の事業を実施するうえにおきましても、住民の方々からのご要望、ご意見、ご提案をお聞きし、政策に反映してきたところであります。

加えて、まちづくりの方向性を示す第3期内子町総合計画につきましても、アンケートやワークショップ個別ヒアリングなどを通し、様々な年代や職業の方々のご意見を聞いたうえで策定し、今年度よりその取り組みが始まっています。

今後も引き続き、住民参加型のまちづくりの実践という基本姿勢のもと、住民の皆様からのご意見等を収集し、それを基に政策を検討することを続けていくほかないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） はい。やはり、この縮充社会のなかで言われておる町民参加のまちづくりというのは、これからのまちづくりにはかかせないものだと私は思っています。先程言いましたが、投票率の低さを見ても、町民の皆さんは、政治にも、行政にも、まちづくりにも関心のない人が多いのが現状です。そういった意味で、私はまだまだ、これまでの取り組み、不十分だと思います。

これ、例えばですけども、ゼロカーボンシティを宣言した内子町です。CO<sub>2</sub>削減を町民と共に取り組むなど、これまで以上に町民参加のまちづくりを目指していただきたいと思いますが、町長いかがでしょう。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。先程申し上げましたようにですね、住民参加型ということで、住民の皆さんの意見をですね、とにかく政策に反映させていくということでございます。今、ゼロカーボンシティの話もございましたけれども、この案件についてもですね、そうい

うことになるようにですね、しっかり取り組んでいきたいなと思います。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） はい。これ私もいろいろとこの縮充社会ということについてネットで調べてみましたが、結局は住民の意識改革、新しい価値観の形成を目指すことだということが言われています。内子町と人口規模が同じような兵庫県佐用町という町がありますが、そこでは、「縮充戦略アドバイザー」というのを、これ多分、地域おこし協力隊だろうと思うんですけども、採用しています。それと、そのアドバイザーの方が言われるのは、地域を次世代に繋ぐためには、まちづくりに対する価値観を変える必要がある。我々のこれまでの発想を少し変えた取り組みも必要なのかなと考えさせられました。ぜひ、この縮充社会、人口減少する内子町が、これからもですね、持続できるようなまちづくりを目指していただきたいということを申し上げて、次の質問に入ります。

次に、幼児教育について伺います。

今年度から59年の歴史ある内子幼稚園を廃園とされました。12月全協では、「園児の減少により人員を削減する。」との説明を受けました。1ヶ月もたたない1月には廃園です。私も、この件では保護者の皆さんにも話を聞きました。皆さん、とても残念がっておられます。内子の中心部にある内子幼稚園を簡単になくしていいのか。私は疑問に思うと同時に、残念な思いです。幼児教育の充実を図ることも、内子町の魅力を高めることに繋がるのではないのでしょうか。それを、あまりにも突然の廃園です。廃園によって保育や教育の選択肢が減り、教育機会の減少などの懸念も考えられます。それは、地域の活力や若い世代の定住にも影響を与える可能性があると考えます。

全国には、教育や子育て支援を充実することによって教育移住を呼び込むことに熱心な市町村もあります。町長も子育て支援の充実については、これまでも言及されています。子育て世帯の負担を軽減するための施策にも取り組んでこられています。にもかかわらず、今回の内子幼稚園の廃園です。幼稚園によっては、預かり保育の時間を活用して、園舎で英語やピアノ、体操などの習い事の開講など、工夫を凝らした取り組みを実践しているところもあります。

民間のこども園の園長さんにも話を聞きました。民間では、1人でも園児に来てもらうためにはどうすればいいのか考えない日はないと言われていました。内子幼稚園を廃園にする前に、やるべきことがあったと思います。

そこで教育長に伺います。廃園を決める前に、園の魅力を高めたり、園児のためのプログラムの改善や保護者のニーズに合わせた取り組みを行うなど、魅力ある幼稚園にするための努力は具体的にされたのか伺います。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 林教育長。

〔林純司教育長登壇〕

○教育長（林純司君） 森永議員の内子幼稚園の廃園についてのご質問にお答えします。

まず、内子幼稚園の閉園までの経緯でございますが、令和6年5月に令和7年度の入園者希望のアンケートを実施したところ、入園希望者が8名との結果になりました。その結果を受けて内部協議を行い、7月に保護者説明会、10月には令和7年度の入園について在園児保護者との協議等を実施し、11月の園児募集の周知を行いました。しかしながら、募集の結果、新規申し込みは年少児3名のみとなり、協議の結果、令和6年度末での閉園を決定し、12月には入園希望者の保護者に対し個別に説明をさせていただき、全員のご理解を得て閉園となったところでございます。

内子幼稚園におきましては、園長を中心として日頃より保護者との対話や懇談を行い、要望や意見等を伺いながら、できることより対応してまいりました。そのひとつとして、保護者からのニーズの多い一時預かり事業への取り組みについては、令和4年度より事業を開始し、令和7年度からはさらに1時間の利用時間の延長を計画し、11月の園児募集に合わせ、園だよりのチラシを回覧するなど、アピールもしてまいりました。そのほか、他の保育園との目的を持った交流事業や新たな外部人材による体験教室など、保護者の要望も取り入れながら、魅力ある充実した年間行事の実施に取り組むとともに、次年度に向けて新たな計画もしておりました。

このように、幼稚園の魅力化について取り組みを進めてまいりましたが、残念ながら閉園となってしまいました。今後におきましては、小田幼稚園において引き続き、地域の魅力を生かした幼児教育の充実に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） はい。事情は、理解はなかなかしにくいんですけども、先程言いましたけども、幼稚園がなくなることによって、内子の魅力がなくなることにも繋がると思うんです。それと、今、8名あったものが3名の希望があったということ聞いてますが、1号認定の子どもたちだとしたら、その子どもたちの行き先はどうなっているのか。もし、分かれば教えてください。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 林教育長。

○教育長（林純司君） はい。1号認定のお子様につきましては、すべて保育園の方に希望されて行かれました。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） これ、1号認定の子どもさんは保育園には入園できないんじゃないですか。できるんですか。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 林教育長。

○教育長（林純司君） はい。それぞれのご家庭で新たに、もう幼稚園をやめるということで仕事に出られる、また新たな事象が発生して、それぞれ保育園に入る資格を持って移動されました。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（泉浩壽君） はい。これ関連になるんですけども、この廃園によって、先程言いましたように、教育の選択肢が減り、教育機会の減少にも繋がる。これひょっとしたら、子育て世帯のですね、転出にも繋がるかもしれないと私は大変危惧をしております。そういったなかで、廃園による内子町への影響をどう考えておられるのか伺います。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 議員の言われるとおりですね、確かに内子幼稚園が閉園したということによる影響が全くゼロだと私も思っておりますが、今回の閉園につきましては、やはり社会的な要因が私は大きいのではないかと考えております。

絶対的に子どもの数が今、減少しております。それから、幼児教育の無償化が令和元年度から始まり、保育園に行く傾向が社会的にも強くなっております。それから、やっぱり働く方のライフスタイルが変わってきている。保護者、両親ともがですね、フルタイムで働いている社会状況がある。こういった社会要因はですね、やっぱり幼稚園離れを、やっぱり大なり小なり導いている要因があると思いますので。確かに幼稚園がなくなっていることは、幼児教育の選択肢を狭めることになりましたが、結果的にはそういった社会的な流れもあるんじゃないかと私は考えております。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） はい。現実的に社会的な流れというのは、私も理解してはいます。ただ、やはり、だからといってですね、今回の閉園はあまりにも早急すぎたのではないかと思います。これ、こういった廃園にするかどうかということに対して、基準はあるんですか。町として。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 平成22年度に教育改革懇談会。今もあるんですけど、前回設置したときに、幼稚園については園児数が10人以下になった場合は閉園をということの答申が出ておりました。それに基づいたわけではないんですけども、そういった基準をもとに、今回、やはり3人では集団的な保育もできない、子どもたちにとって充実した保育ができないということで、閉園ということになってしまいました。

以上です。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） もう事情は私も理解したうえでの質問なんですけども、やはり内子町にとって、あまりにも早急すぎたという感があるものですから、ポンポン質問をするんですが、10人以下になったらという話もありましたけれども、小田幼稚園、現在、私が聞いておるところ6人。今年度の入園はゼロというふうに聞いておりますけれども、これ私は、内子幼稚園も小田幼稚園も含めてですね、残すことを前提にどうすればいいのかということを考えるべきだという趣旨で今回の質問をするわけなんですけども、小田幼稚園については今後どういうふうなことになるのか。もし分かれば教えてください。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 林教育長。

○教育長（林純司君） はい。小田幼稚園につきましては、現在、小田地区における幼児教育唯一の拠点であります。そして、同時に一番近い保育園、大瀬保育園なんですけど、約10kmほど距離がございます。そのへんを考えますと、やはり小田地区において幼児教育の火をなくすということはやはり大きなことですので、存続に向けて取り組みたいというふうには考えておりますが、やはり小田地区の子どもも急激に減っておりますので、そのへんのところは、やっぱり慎重に見極めなければいけないなというふうに考えております。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） はい。そういったなかでですね、何とかこう小田幼稚園を残すというところを、政治や行政の役割だと思います。

そして例えば、内子幼稚園ですけども、これまでこども園にするといったような。例えば、今の内子保育園と内子幼稚園を一緒にしてこども園にして運営するという発想はなかったのかお伺いします。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 内子幼稚園のこども園化につきましても、当然、協議をしてまいりました。やはり、ただ、先程来、申し上げましたように、やはり子どもの数が絶対的に減ってきているのと、やはり保育園だと給食の関係が出てまいりまして、その設備投資の問題とか、総合的に考えますと、今の保育園で十分賄えるのではないかという判断のもと、こども園化につきましてもはやめたという事情がございます。

以上です。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） いろいろと事情もあるんだと思いますけども、この幼稚園というのは、小学校に行く前に教育を行う場所ですね。保育園とは根本的に、考え方、運営の仕方

が違うと思います。その1つの選択肢をなくしたということですが、内子幼稚園の廃園は正しい選択であったと本当に思われているのか。町長、教育長にお聞きしたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。可能であればですね、私も残したいというふうには思っておりましたが、こういう、今、説明したような事情でございましてですね、閉園せざるを得ないということで決断をしたところでございます。その判断には、やむを得なかったというふうに考えております。

○7番（森永和夫君） 正しかったかどうか。正しい判断であったか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 正しい判断だったと思っております。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 私も現時点では正しい判断だというふうに考えております。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） これ、やっぱり教育とは大事な、まちづくりにとっても大事なものと思いますし、できればですね、基準を明確にして、こうなれば休園にする、こうなれば廃園にするというようなことを、もっと町民の皆さん方にも周知していただくような取り組みをしていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

今回、私は議員の役割について改めて考えてみました。議会の最高規範である議会基本条例の前文には、行政の監視機関としての役割及び責任を果たすことにより、町民全体の福祉の向上を実現する使命を負っていることや、自己研鑽と資質の向上に努め、政策立案や政策提言を行っていかねなければならないこと、議会の意思決定における説明責任を果たす必要があることなどが明記され、第2条では、議会は町政全体を把握して、行財政運営が適正に行われているかを常に監視し、検証し、及び評価すること。第3条では、議員は地域や町政の課題について、町民の意見を的確に把握し、政策提言できるよう、自己能力及び資質の向上に努めることと書かれています。また、第6条では、町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と町長は、それぞれの役割を生かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点、争点を明確にして町政を推進するとされています。

これを私なりに解釈しますと、議員の役割は、是々非々で町政に向き合うこと、税金が正しく有効に使われているかを監視すること、内子のため、町民のために政策提言すること、町民の声を行政に届けること。そして、最終目的は、町民の暮らし満足度を高めることです。

今回の質問は、税金の使われ方について伺います。

昨年の9月議会で、EBPM、根拠に基づく政策立案のことや、経営感覚を持った政策立案がなされたのか質問いたしました。今回は少し視点を変えての質問です。

費用対効果ということが言われます。投入した費用に対して得られる効果の度合いを示す指標で、一般的に、効果を費用で割った「効果÷費用」という計算式で求められ、投資や施策の効率性を評価する際に用いられます。企業の経営判断やマーケティング戦略の策定において重要な指標となります。特に、限られた予算の中で最適な施策を選択するために活用されます。

似たような言葉に、費用便益比、B/Cがあります。これは便益を費用で割った値で、1以上であれば投資が妥当であると判断されます。費用便益の値が大きい事業ほど、費用に対して効率よく効果が発生する事業と判断することができます。簡単に言うと、「これをやったらどれだけ良いことがあるのか。」と「そのためにどのぐらいかかるのか。」を客観的に計算するもので、成功するかどうかの判断材料になる指標です。

公共工事を立案する場合、当然、費用対効果分析、CEAとか、費用便益比、B/Cなどは検討されていると思いますが、これまではそこまでの説明はなかったと思います。例えば、今、計画中的新深山荘や、現在進行中の旧森家住宅活用などの事業において、そのような説明はありませんでした。

我々議員が、是か非かの判断をするうえで、そのような指標も示される必要があると感じますし、行政側でも、そのことで、EBPM、根拠に基づく政策立案ということになると思っています。地方自治法第2条14項には、地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとあり、これは地方公共団体を運営する基本原則を規定したものです。

そこで伺います。これまでの公共工事や新深山荘、旧森家住宅活用計画にあたって、費用便益比B/Cや費用対効果分析、CEA等は検討されたのか。できれば、その結果はどうだったのか伺います。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、森永議員のご質問にお答えいたします。

公共事業の費用対効果につきましては、効率的な事業の執行と透明性の確保の観点から、費用便益分析による政策評価の果たすべき役割は大きいと考えております。また、一部の事業では、制度創設当初から費用便益分析の考え方が導入されている事業もございます。これまでの公共工事における費用対効果等の検討につきましては、所管する省庁の費用便益分析マニュアルに沿った評価を行い、事業決定の承認をいただいたうえで、事業を実施している状況でございます。

一般的にB/Cは、投資によって得られる便益をコストで割った価値であり、1以上であれば投資が経済的に有効であるとされており、投資の正当性を示すために一部事業におい

て用いております。

一方、費用対効果は、特定の目標を達成するためにかかるコストと、その効果を比較する手法です。これは、単に経済的な便益だけでなく、社会的な影響や環境への配慮なども考慮に入れることにより、より包括的な視点からの評価を行うもので、金銭的な効果や長期的な影響を重視する場合の分析・検討において有効なものと考えております。

今回、国に採択されました小田深山溪谷整備事業につきましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第2世代交付金の事業の計画においてB/Cは算出しておりませんが、当該交付金では目指す将来像及び課題の設定、KPI・重要業績評価指標設定の適切性、自立性、地域の多様な主体の参画といった4つの評価基準によって審査されており、溪谷の貴重な自然環境を活かした癒しの空間の創出、様々な体験や学習機会により、賑わいや関係人口を構築し、小田深山の付加価値を高めることで、地域全体の問題解決に資するものであることから費用対効果があるとされて採択されております。

同じく、旧森家住宅活用計画に関しましても、B/Cは算出しておりませんが、内子町で起業したい方々や新たな挑戦を希望する方々が移住・定住することを促進し、人が集まることで新しい人や物が生まれ育つ町を形成することを目的としており、このような取り組みを通して経済の波及効果を町内に広げ、内子町全体に賑わいが広がることで費用対効果があるものとして採択されております。

今後、KPIの測定と分析を通じて事業の進捗状況を把握し、効果や問題点を明確にすることで、目標達成に向けた検証を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） はい。国の採択の要件のあるものは、B/Cを出しているというようにことだと思うんですけども、私が言っているのはですね、やはり税金を使う以上は、国の採択要件がどうのこうのとは別としてですね、町民や我々が判断するのに、本当に適切なのか、本当に町のためになるのか、ならないのかを判断するうえで、1つの指標として説明を、我々に対して、町民に対して説明をするべきではないのかということの趣旨で今回、質問をするんですけども。

先程も言いましたけれども、これをやったらどれだけいいことがあるのか。そのためにどのぐらいかかるのかを客観的に計算するということですので、一番分かりやすいと思うんですよ。例えば、小田深山にしてもですね。我々の説明では、収益性は低く、採算については大変厳しいから、来訪者の利便性の向上といったことを第一に考え、滞在、飲食や多目的スペース、駐車場、トイレなど、必要最小限のミニマムな設備、施設整備としたと。もう収益性は低い、採算については難しいということをもう分かったうえで事業ですよ。そのために5億円の金が、税金が使われるということに対して、なかなかこう「そんなの大丈夫かな。」と思うわけです。

森家にしてもですね、歴史あるものを残しながら活用していく、賑わいのある場所にしていくことで商店街が活気を持つ、そういう一助になっていくんじゃないかというようなことで、これも多くの税金が投入されようとしておるわけです。

私は本当に、9月にも言いましたけども、いろんな事業が本当に内子のため、町民の福祉の向上に繋がるのであれば、これらの事業、4億円、5億円かかってもいいと思うんです。ただそう思うだけの、我々が判断するだけの材料、指標、根拠というのが、なかなか見えてこないで、今回この質問をあえてするわけです。

ぜひですね、そういったことで。私、ちょっと心配になってきますよ。これ、そういった具体的な効果の検討などは、例えば課長会あたりでは議論されていないんですか。お聞きします。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） まずは、様々な政策の遂行にあたって、十分に議会、それから住民の方々に理解できるような説明ができていないのではないかということに対しては、それが実際にそうだとしたら、それは反省の場所に立って、しっかり説明してまいりたい。そのために必要なB/Cであれば、できるだけ、可能な限り算出できるものについては算出してお示しをしたい。

今回の土地改良事業の提案もさせていただきましたが、それはB/Cの数値もちゃんとご報告をさせていただいたといふうに思います。

ただ、やはり、いろいろな定量評価だけでは説明ができない部分も、当然、森永議員も分かっていると思いますので、そのあたりは、より分かりやすい説明に置き換えて、しっかり説明してまいりたいと思います。

もちろん、課長会でも深く議論をして、政策会議あたりも何回も開催をしながら、皆が納得したうえで政策として、町長の公約として実施をするということで、議会の方にもお諮りをさせていただいてるということでご理解いただきたいと思います。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） 例えばですね、これ町長にお聞きするんですけども、賑わいの場所にしていくことで商店街が活気を持つ、そういう一助になっていくんじゃないかということも、これまでの答弁で言われていますけれども、賑わいのある場所、商店街が活気を持つということは、どういうことをイメージされて。イメージというか、どういうことを指してそのことを言われるのか。これ私ら凡人にはですね、なかなか今のような説明だけでは理解しにくい面があるんですよ。また、ましてや町民の皆さん方も、具体的に話をしてもらわないと、なかなか漠然として。これ禅問答しよるわけじゃないんで。分かりにくいという意味で、私はもっと分かりやすく具体的に我々にしても、町民の皆さん方に対しても説明責任を果たすべきじゃないかという趣旨で今回質問しています。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 賑わいの場というの、ひとつの目的にしております。まずはですね、この森家については、まず歴史的な建物であるということが、まず前提にあります。江戸から始まったですね、それぞれ特色を有する、そういう建物が7棟あるというようなことで、その建物をですね、まずはしっかり残していこうということでございます。これは内子町の方針といいますかね、古い歴史的なものを大切にしていこうということでのまちづくりということで、まずひとつはそういう建物であるということで。ただ、建物はそんなですけれども、それを活用していきましょうということ。これも大事なことであります。そういうなかです、しっかりと、やっぱりその建物を活用していくという。どういう活用。それは店舗とかですね、チャレンジショップとか、いろいろ今、検討しておりますけれども、そういうことになるというふうに思っております。また、その場で交流をする地域の方、あるいは町へ来られた方。そういった方々との交流の場になる。そういうことから、商店街の活性化にも必ず役に立つというふうに、賑わいが創出できるというふうにも思っております。

以上です。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） 大切なのは、活用することで具体的にどんな効果が出るのかということだと私は思っています。これ、くどいようですが、商店街が活気を持つ、活性化するというのは、この森家の活用が起爆剤となって、商店街の空き店舗に、それこそいろいろなお店がオープンして、来訪者に買い物、町民の皆さん方に買い物をしてもらって、そのお店の経営が成り立つようになるのが活性化ですよ。どう言うんですかね。やはり、先程、縮充社会のことも言いましたけれども、やはり充実した社会というのは、経済の活性化も、やっぱり必要だと私は思っています。今の具体的に、森家の活用で、それを起爆剤にして商店街の活性化、具体的に経済効果はどうかということまで、行政はしっかりと政策立案の時点で議論をしていただいて、我々、町民に対しても説明をしていただきたいというふうに思います。なかなか、この具体的な、今、第1期工事始まっていますけれども、どんなお店が入って、どんな商売をされるのか分からないのに設計して工事ですよ。私は、今までそれを担当課長には申し上げてきたんですけども。まず、私は公募をして、入ってもらうお店、商売の形態をまず決めて、それでその人のニーズに合った設計なり、工事なりをしていくのが妥当かなと思うし、何かこう、これまでずっと森家のことを見ていますと、後手後手になっているような気がします。

そして、小田深山にしても、先程も言いましたけれども、来訪者の利便性の向上といったことを第一に考えて、この施設を整備する。その先に何があるのかの具体的な説明はないわけですよ。これ、採算性がとれないから来訪者の利便性だけを第一に考えて設備投資、施設を

整備するということであれば、これもう今後、運営するうえで税金の垂れ流しですよ。「そうならないためにこうするんだ。」「こういう効果があるんだ。」という説明を私はするべきだと思いますが、町並・地域振興課長、森家について、どのような考えで今後事業を進められるのかお聞きしたいと思います。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 高山町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 森家についてですけど、まず、テナントの方はですね、内装の方は、床の方も。何て言うんですかね。工事の方は途中で止めておきまして、新しく入って来られる方に内装の方はしてもらおうようになっております。その来る業者なんですけど、サウンディング調査に参加された方と今、協議を進めているところで、町内に競合するような業者ではありませんし、地元の産物を利用していただく予定になっておりますので、経済効果の方はですね、森家の方から商品売って、町内の産物を使ってやりますので、経済効果の方はまた商店街から町内全体に広がるように考えております。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） 私は先程から何回も言いますが、具体的な数字を示す。その通りにはならないかもしれないけども、やはり、これ民間で考えるとですね、とんでもない進め方ですよ。ですから、私は、もう少し具体的な話をさせていただきたい。これから委員会審議とか、予算決算の審議もありますので、できるだけ今後は具体的なことを示していただかないと、我々も判断がしづらいんじゃないかというふうに思うから、この質問をいたしました。

新深山荘についてもそうですね。必要最小限のミニマムな施設。私、皆さんが少し、金銭感覚が麻痺されておるのかなというふうにさえ思うんです。当初、去年は2億5,000万円。まあ資材高騰もあるんでしょうけども、それが施設整備だけで3億6,000万円。諸々含めると5億円ぐらいですか、になると。これがミニマムな施設、必要最小限の施設整備だと。私は資材が高騰したのなら、それなりに規模縮小するとか、いろいろ考える。それが民間ですよ。私はぜひですね、これからいろんな事業計画をされるにあたって、民間の経営感覚やコスト意識、そういったものを持っていただいて事業、政策立案をしていただきたいと思います。ということを最後に申し上げ、質問を終わります。

○議長（泉浩壽君） ここで、暫時休憩をします。

午前11時5分から再開をします。

午前 10時54分 休憩

---

午前 11時 5分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、下野安彦議員の発言を許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） それでは、6月定例会の一般質問に入りたいと思います。

今回最初に質問しますのは、大変問題になっております米の価格高騰について質問をします。この質問は、一般質問通告をしたときが5月20日ぐらいだったと思います。その時から状況が大きく変わったりしましたが、今朝の新聞にも載っていましたが、今週から来週にかけて、一般のスーパーでも、愛媛県内のスーパーでも2,000円、5kgが2,000円前後で販売されるのではないかという記事が載っておりましたけども、一般通告を出したのは5月20日時点でしたので、その通告に基づいて質問をしたいと思います。

この質問は国会で今、まだかなり議論されているところで、この内子の議会で質問することじゃなかろうかと町長は思っておられるかもしれませんが、町民も国民でありますので、そこに座っておられるのは石破総理で、そして、そっちに座っているのは農林水産大臣だという気持ちで質問をしますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず最初の米の価格高騰についてです。

平成の米騒動以上に現在の米価は高騰したままです。備蓄米が放出されているにもかかわらず、スーパーで販売された米の価格は上昇を続けています。これは先程言いましたように、5月20日時点の、通告時点です。なぜこんなことになっているか。米の買いだめを誰かがやっているとか、酷暑の影響による米の品質低下や農家の激減による生産不足とか、元々、米の生産量自体が足りないとか、いろんな噂が流れるだけで真相がはっきりしません。前農林水産大臣は、5月18日の講演で「私は米を買ったことがない。支援者の方々がたくさん米をくださり、売るほどある。」と発言し、国民から批判を浴びて大臣を辞められました。新しく農林水産大臣に就任した小泉進次郎氏が、備蓄米の放出を競争入札から随意契約に切り換え、小売価格5kg2,000円を目標とする販売価格を講じられています。その効果はまだこれからであり、いつ今までの価格に下がるかは未知数であります。

米の高騰は主食だけではなく、清酒や焼酎、米菓、味噌、穀粉、和菓子といった日本の伝統的な米加工食品業界にも影響してきます。町民の食生活の変化や町民の声はどうか、町独自に調査はしているか。町長の耳には、どのように入っているのか。町民の食生活に直結する米の価格高騰、米不足の要因を、町長、農業委員会会長はどう捉えておられるかお尋ねします。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○農林振興課長（新田栄作君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 新田農林振興課長。

〔新田栄作農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（新田栄作君） それでは、下野議員のご質問にお答えします。

全国的な物価高騰、物価上昇の影響を受け、特に米の価格が高騰していることは、町民の生活に直結する重要な問題であると認識しております。最近では、米が高くなったという声が新聞報道、そうやって頻繁に取り上げられているというふうなことは、町民の皆様の食生活にも影響を及ぼしていると考えております。

そのなかにおいて、農林振興課としては、先程言われました町民の食生活の変化に関する具体的な調査については行っておりません。一般的に農産物の価格っていうふうなところにつきましても、流通過程におけるコストに加え、需給バランス、市場の動向、さらには燃料費、人件費の変動、そういったものの様々な要因を受けて、影響を受けております。特に最近では、燃料費の高騰が流通コストを押し上げており、その結果として、最終的な合理価格にも影響を与えているというふうに考えております。

令和の米騒動と言われる令和5年産のお米につきましても、ひとつに記録的な夏の暑さ、そういった高温障害により、全国的に等級の低いものとなっていたというふうに認識しております。その高温障害の影響から、精米したときに割れ、そういったものが発生するといったことの要因で精米歩合が悪くなって、結果として市場価格が上昇するといったような要因となっております。

また、令和6年産のお米についても、収穫そのものは平年並みとされておりますけれども、稲カメムシ、酷暑の影響、そういったことで品質が低下したというふうなこと。そういった部分で実際の収穫量そのものは、需要に対して不足している状況が続いたと。そういったことにより、価格高騰を助長したというふうなことは認識しております。また、消費者の購買意欲もそういったことの影響を受けて、さらに価格上昇を招くようになっているというふうに思っています。この他にも、生産基盤の弱体化であったり、そういった部分の供給力の低下、また需要構造の変化、そういったことにより、米の価格の高騰、米不足っていうものが続いているというふうに認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 的確な担当課長の答弁でした。本当はどこがどうなっているかというのは、またこれは正直な話、答弁されましたけども、正直な話は分かっていないんじゃないか、みんな分からないんじゃないかなというふうに思ってます。あんまりここで言ったらいけないかもしれませんが、JAのそれなりの方に、私も今回の質問、問いますと、米は、ある程度はあるとは思いますが、なかなかこう、下の小売店までの関係の中で、いろんな業者がおられたりして。先程、課長言われましたけども、いろんな複雑なことがあって出回っていないのではなかろうかということではあったんです。

実質、私が思うのは、あれだけ米ができすぎるといえるのか、ある程度、減反政策がなされていて、徐々になくなってくるのなら分かるのですが、昨年、急激に米が不足します

というふうになって、一気になくなることはないと思うですよ。「なんか最近米が少なくなってきたよね。」って言って、徐々に徐々に事前に減っていくのなら分かるんですけども、一気にスーパーとかそういう棚から米がなくなって、2、3ヶ月のうちにもう米不足というのを言われることはありえないというふうにしか思えません。

そこで、米の価格というのは食管法が昔ありまして、政府が米価審議会に諮問し、その答申に基づいて決めるということでしたけども、1995年に廃止されて、民間の流通が基本になりました。今は直接交渉で、市場にオープンに取引されているわけではないということなので、なかなかそのJAとの米の販売のルートというものがよく分からないんですけども、私も3年、2年前までは米を作っておりましたし、そのときも、米の、先程言いました減反政策とかいう形のなかで、飼料米とかに転作すると交付金も出ていた時期もありました。この制度というのは、まだ。調査がそのときも常に来ていたと思うんですよ。来年はどうしますか。「どういう作付にしますか。田んぼの米じゃなくて、他に大豆とかに作り変えませんか。」という調査が来ていたんですけども、そういった交付金の支払い制度とか、その調査は現在も続いているのかどうか。それに対して、農家が作付をどうするかの計画を出されているのかお尋ねします。

○農林振興課長（新田栄作君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 新田農林振興課長。

○農林振興課長（新田栄作君） はい。先程の質問ですけれども、調査については今も行っております。主食米にするのか、飼料米にするのかというふうなところについても、調査の方も行っているというふうに思っております。具体的な数字については、ちょっと手元に資料がないのでお伝えすることはできませんけれど、調査自体はしているというふうなことで、ご理解いただきたいと思えます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。その調査のなかで、本来ならば、昨年、もう米がなくなるということですから、今回の調査のなかでは、そういった他の、米から違う作付にしますかというのは、逆に言ったら米不足というなら、なくなるといけないと思うんですけども。米を推進するように。やはり、今までと同じ調査の内容なのでしょうか。今年の作付に対する調査。国から来ているというやつに分は。

○農林振興課長（新田栄作君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 新田農林振興課長。

○農林振興課長（新田栄作君） はい。具体的にはですけれども、基本的には同じ調査だというふうに認識しております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。担当課長からはお話を聞きました。先程言いました、やは

り総理ではございませんけども、町の代表である町長や、水産大臣ではないですけど農業委員会会長さんは、この米不足に対してどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

○農業委員会会長（北岡清君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 北岡農業委員会会長。

○農業委員会会長（北岡清君） 米の不足、価格の高騰ということで、いろいろ今、考えられとるなかで、食の多様化ということで、どんどん消費が、個々の消費が減ってきたということによって、農産物が米からいろんな野菜に切り替わってきた。また、農業をやめられたということが1つありますし、2つ目に、政府による米の生産調整。これは価格の暴落を防いだ効果があったんじゃないかなと思うっております。そして、3つ目に異常気象ということで、この異常気象につきましては、一昨年、米の主要産地である新潟県が非常に高温になったということで、高温と雨不足ですかね。ということで米が不作になった。また、等級がほとんど食用としてなれなかった。そういうところから、米がその時点でぎりぎり、不足してきたということになっております。4つ目に、農業者の高齢化。そして担い手不足ということが、多く挙げられております。そのことによって、米を作る農家がどんどん減ってきたということでもあります。5つ目に、インバウンドの需要の増加ということで、消費の方は多くなったということがいろいろ重なって、今の価格高騰とかになってきておるんだらうと私は考えております。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 急激にですね、米が不足してきて、それに伴って価格も異常な価格、3倍、4倍の、そういう価格差が出ました。この原因はということなんですが、今、農林振興課、また農業委員会の方からもありましたけれども、そういうことなのかなというふうに思いますが、これは正直なところ、分からないですね。流通の問題かなあとも思いますしね。これ何が原因かというのは、国の方では結論か何かは出ているのかもしれませんが、おそらくいろんなことの要素が絡み合っているのだらうとは思っております。そんなことで、明確にですね、やはりちょっと私は分からないんですが、いろんなことがですね、絡み合っこの状況になっているのかなと。できるだけ早くですね、沈静化して、元の価格に戻るかどうかは別としてもですね、平常に戻って、早くほしいなというふうに思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） やはり町民、国民の食生活を守るといった面でも、住民、消費者にとっては、今までの安い価格が間違いなくいいんです。ただ、私も先程言いました、米を作っていた立場では、とてもじゃない、今までの単価では、JAさんに出荷すれば、30kgが4,000円、5,000円。いい米だったらまだいいんですけれども、私らが作る山間部での米は、大変、カメムシもやられますし、いろんな状況で5,000円を完全に切り

ますので、もう個人売買の方が完全に値段がいいという状況でございましたし。そういったことを考えると、やはり難しいもので、農業を守るといった面では、ある程度の米の価格、買い取り価格というのは高くないと、もう農家はやめる一方であります。放棄地が増えるのは、もう目に見えておりますので、やはり町村会でも、そういった食を守るのと農業を守るのと両方といった面で、国会でしっかりと審議をするよう町村会からも要望を出すように町長をお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問に入ります。

日本農業新聞によりますと、各都道府県の学校給食会への調査では、米不足と米価高騰で米飯給食の実施回数が減少し、他の食材の購入を圧迫しているため、おかずやデザートとの質と量の低下や、栄養バランスのとれた献立作成が困難となり、また各地での地産地消の動きにも影響を与えています。さらに、給食費の値上げにも繋がったと報道されています。米の価格高騰による内子町の学校給食用米価はどのような状況か、学校給食への影響がどうか教育長にお尋ねします。

○学校教育課長（宮久保邦博君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 宮久保学校教育課長。

〔宮久保邦博学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（宮久保邦博君） それでは、下野議員の「米の価格高騰による学校給食への影響はどうか。」についてお答えいたします。

まず、学校給食における基本物資である米、パン、牛乳等につきましては、公益財団法人愛媛県学校給食会より地元産米を一括調達しており、地産地消の推進を図るとともに、安定した供給が行われております。

ご質問の米の価格高騰による学校給食への影響ですが、価格高騰により、精米価格の単価は値上げとなっておりますけれども、令和6年度より新設をしました「学校給食地産地消推進事業補助金」等の活用によりまして、保護者の給食費に影響することなく、安定した運営ができております。

また、7年度におきましても、愛媛県学校給食会において、令和6年産米の確保はされておりますし、今後も安定した供給ができる見込みとなっております。学校給食への影響についてですが、現時点では影響のないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 安心をしました。ただ、地産地消という形で、地元の農家の方と価格を協定して、次の年はいくらでという形で購入をされているのかということをお尋ねしたいと思います。それに対して、それを契約農家から、周りの価格が上がっているからそれに見合った、肥料とか、燃料費とか高騰しているから、それに対して上げてくれるという要望で価格は変化しているのかをお尋ねします。

○学校教育課長（宮久保邦博君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 宮久保学校教育課長。

○学校教育課長（宮久保邦博君） まず、米に関しましては、先程申しましたように、学校給食会がすべての事務といいますか、取り扱いをしておりますので、給食会の方が地元産米ということで調達をするんですけども、そちらにつきましては、給食会の方で確認したところ、JAの方に、全農ですね、そちらの方で、収米と言いますか、集約と言いますか、集めて、そちらの扱いになっているということでお聞きしておりますので、直接、町の方で価格交渉であるとか、そういったことは行っておりません。また、そちらのなかから精米等の委託をしている業者、また先程言いました運送費などを考慮して、kgあたりの単価というもので請求が来るような形になっております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） ちょっと、そしたらJAと愛媛県の給食会のことでの協議なので分からないということで。そしたら、安定した価格で、農協からすぐに供給されているということで理解しとったらいということですよ。

○学校教育課長（宮久保邦博君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 宮久保学校教育課長。

○学校教育課長（宮久保邦博君） そのようになりますが、ただ昨今の言いましたように作付の状況でありましたりとか、価格資材高騰等の影響とか、あと運送の状況というのは勘案されるということでお聞きしておりますので、そのなかで価格が決定するということになります。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 国が定額を自治体に支給するのか、学校給食法を改正して給食費を公費負担とするのか、政府が2026年度に開始予定の学校給食の無償化への情報は、まだ。どんなですか。入っているか、入っていないかをお尋ねしたらと思います。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 今年の2月に三党合意で、来年度から小学校の学校の給食費無償化が賛同をされたということは私も知っておりますけれども、具体的な情報は一切ございません。申し訳ありません。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 続きまして、3番目の長年に渡る減反政策や気候変動、そして農業従事者の高齢化による労働力不足が生産に大きな影響を及ぼしていると、私も農業委員会会長が言われましたように、同じく思っています。稲作経営の所得には、米価の値段の単

価だけではなく、私も先程言いましたように米づくりしておりましたから、機械代や機械の修理費、何か1つでも機械が壊れたら、もうとてもじゃないが、そういった機械を購入するとなると、100万円、200万円の単位でありますから、言えば、小さな夫婦の家庭だったら、もう一生食べていけるだけの米の値段が機械代に化けてしまうわけです。そういったなかで、今回の米価の高騰により、現在、稲作をされてる方にとっては値段が上がるということで生産意欲が高まって、稲作をされる面積が増えそうなのか、耕作放棄地対策に繋がっていくのか。どのように捉えておられるかお尋ねします。

○農林振興課長（新田栄作君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 新田農林振興課長。

〔新田栄作農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（新田栄作君） それでは、下野議員のご質問にお答えします。

米価が上昇すること、そういったことは農業者にとって収益の向上を意味し、稲作を行う意欲を高める要因となることは事実だと思っております。特に、米の需要が高まるなかで、価格が上昇すれば、農業者はより多くの面積を稲作に振り向けることが、そういったことが期待されると思います。

また、米価の高騰は、耕作放棄地の減少にも一定の影響を与えられと考えられます。米価が高騰することで、これらの土地を再び耕作する動機、そういったものが生まれる可能性があるというふうに考えております。特に、農業者が新たな投資を行い、耕作放棄地を活用することで収益を上げることができると判断すれば、再び稲作を行う選択肢が現れるというふうに考えております。

ただし、先程、議員さんもおっしゃいましたように、労働力の不足、高齢化、そういった課題っていうのが依然として存在することから、価格が上昇しても、そういった問題が解決されない限り、大幅な改善は困難だというふうに考えています。米価の高騰、そういったものは稲作面積の増加、耕作放棄地の減少、そういったことに寄与する可能性はありますけれども、コストに見合った買い取り価格であったり、支援策、そういったものが不可欠ではないかなというふうに思っております。

今後の動向を注視しつつ、農業者や地域社会全体で持続可能な農業経営を目指していくことが重要だというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 的確な答弁ありがとうございます。

米価が上がっても、いきなり稲作に従事する人が増えるとか、耕作放棄地の解消に繋がるということは、すぐには難しいといった答弁でしたが、その答弁に基づいて、4番目の質問に入ります。

今、言われましたように、持続・継続的に行われる農業という形で、私はもう7年前ぐら

いになると思うんですけど、私が関わっている農業法人で、広島県の世羅町へ農業の研修に行きました。世羅町は、広島県の中東部に位置し、通称「世羅台地」と呼ばれる標高350mから450mの台地を形成しています。農家の高齢化や担い手不足への対応、食の多様化、農産物の物流の変化に伴い、将来を見据えた農業政策に取り組みられていました。高齢化に伴い、担い手不足で農業離れが出るなか、耕作放棄地にならないように、これがですね、学校区単位で集約した農地を、地元の方が農業法人を立ち上げ、米や麦、野菜を生産されてきました。現在も米不足のなか、主食米増産に向けた働きで作付面積を大幅に拡大した取り組みをされているようです。

米の価格がこのまま下がらない場合、私思うのですけれども、やはり、こういった広島の世羅町じゃないですけど、学校区単位や広域化した、集約した、そういったことでの農業の生産組合を各校区単位に立ち上げて、そこで生産協力を依頼し、例えば、からりなんかもそうなんですけども、内子産の米の今後のことを考えると、備蓄したり、町民を対象とした価格をある程度抑えた安定した米の販売の考えはできないか。こういったことは、今までも雑談のときに、町長には集約してやっていかなければならないんじゃないかということ常を常に言っておりましたので、質問いたします。

○農林振興課長（新田栄作君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 新田農林振興課長。

〔新田栄作農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（新田栄作君） それでは、下野議員の質問にお答えします。

まず、からりと連携し、特別価格での販売が可能かというふうなご質問でございますが、現在、からりの作付面積、昨年度から若干増えまして、今、5.5haと現在、限られております。米の余剰もないため、価格を抑えた販売はできないというふうに考えております。企業が利益を確保する必要があるため、価格を抑えた米の販売については、現実的には考えられないかなというふうに思っております。

今後は、米価安定に向けた取り組みとして、農業経営者への支援策、生産コスト削減、そういった施策を検討していく必要もあるかなというふうに思っております。具体的には、生産資材の効率的な利用、そういったものを促進するとか、生産コストを削減することで、安定した供給体制を図ることというのが求められてくるんじゃないかなというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。米の価格が落ち着いたとしても、先程から言われておりますように農業離れや耕作放棄地が減るとは、ちょっと考えられません。やはり、先程言いました学校区単位ぐらいの。例えば、知清なら知清の田んぼ全てですよね。五十崎なら五十崎側の田んぼ全て。天神なら天神を全てぐらいの感じ、そういった感じぐらいのなかで集約し

ていかないと、やはり今のように、5反歩や1町歩ぐらいを各、1軒1軒の農家がトラクターから、田植え機から、コンバインから、乾燥機からすべて用意していたら、これは機械代だけに本当こけてしまいます。ですから、やはりある程度、もう耕作放棄地対策、高齢化社会に向けて対応するとなると、そういった農業法人なり、農業の組合などを、ある程度、町が推進するような考え方をしていかなければ、機械代やある程度の補助だけを、資材の補助だけしていたのでは、私はいずれは衰退して、やっていくことができなくなると思うんですけど。いつも言っていることです。町長どうでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。高齢化がどんどん進んでいってですね、農地はあるんだけど、なかなか耕作ができないというのがどんどん今、増えております。そういうなかで、先程、からの米作、これについてもお話しましたが、毎年増えている状況なんですね。「もうよう作らるので、作ってください。」みたいな話で、そういう状況です。やっぱりそういう意味ではですね、法人化をして、何か核になりながらですね、あそこで耕作をしていくということは、とても大事なことだとは思っております。

ただですね、やっぱり米の場合だと分かりやすいんですけどもね、大型機械、また大型補助、今、10aぐらいの水田が多いかと思うんですけども、やっぱり米作を本当にやろうとすればですね、1枚が50aとか、あるいは1haとかですね、そういう大きいところで大型機械を入れてみたいなことをしないと、なかなか、米で生産、所得を上げていこうとすると、ある程度の面積をやろうとすれば、そういうイメージでやらないとですね、難しいというようなことで、そういった意味ではですね、区画整理の問題ですとかですね、補助整備ですね、そういったことも出てくるなあとというふうに思っております。いずれにしましても、法人化とか、あるいは農地の集約化ですね、こういうのは、この今回の総合計画の中にも入れているんですけども、しっかりと取り組んでいく必要があるなというふうには思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 町長言われておるとおりです。世羅町、先程言いました。もう、やはり、そういうふうで大規模に田んぼを区画整理して、もう大型機械でやるような形をしながら、そういう法人化しておりますので、そこらも頭に入れたなかでしないと、もうこれ、今のままでは多分、面積小さい田んぼでは無理ですよと言われていたら、面積広い田んぼにするようなことを考えて政策を考えないと、おそらく採算の取れる農業はやれないと思いますので、そこらも考えながら取り組んでいただけたらと思います。

続きましての質問に入ります。

熱中症対策についてです。もうすぐですが、夏になります。いつも「過去に例のない危険な暑さ」と耳にするようになりました。厚生労働省に掲載されている分析によると、令和2

年から令和5年に起きた熱中症死亡災害103件のうち100件が初期症状の放置、対応の遅れということです。

今年の6月1日から労働安全衛生規則改正が施行され、事業者に対して熱中症対策が義務づけられます。具体的には、熱中症患者の報告体制の整備や熱中症の悪化を防止する措置の準備を行い、それぞれ作業従事者に対して周知させなければならないということです。国家公務員には安衛法の適用はないということですが、地方公務員には原則として安衛法の適用があるということです。

事業者が規則に定める熱中症対策を行う必要があるのは、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うということで、熱中症を生ずる恐れがある作業は「WBGT28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間超の実施が見込まれる作業」であるようですが、町の職員の中の外勤職員に対しての熱中症対策はどうされているか、お尋ねいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） 外勤職員に対する熱中症対策についてお答えをさせていただきます。

職員が屋外で従事する業務には、施設管理のほか、除草作業や各種イベントの駐車場整理など、様々な業務がありますが、常時屋外で勤務する職員はいません。特に熱中症予防が重要となる時期は、基本的なことではございますけれども、屋外で従事する職員に対し、事前に熱中症対策の注意喚起を行うとともに、作業責任者が休憩時間を盛り込んだ作業計画を立て、無理をせず、こまめに水分補給の指示を出しています。先程、議員さん言われたようにですね、最近は高温になる日が出ておりますので、気温が上がる時間帯の作業は避けるようなこととか、あと1日の作業であれば、半日ずつ職員を分けて勤務をするとか、あと熱中症特別警戒アラートが発令された場合には作業を中止するなり、対応をとっております。

また、作業中に体調が悪くなったような場合には、早めに作業を中止するなどの対応を行いながら、熱中症の予防に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 連続しての外での作業はないということで把握しておきます。

続きまして、熱中症発症時の、これはどういったときに起きるか分かりませんが、室内でも熱中症にはなりますけれども、そういったときの応急対応マニュアルは整備されているか、お尋ねいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） 熱中症発生時における応急対応マニュアルについてお答えをさせていただきます。

現在のところ、熱中症発症時の応急対応マニュアルなどは作成しておりません。作業中に体調が悪くなった場合には、日陰や涼しい場所に移動し、水分補給や身体を冷却するなどの処置を行ったうえで、意識に異常があれば救急隊を要請し、病院を受診するようにしております。

国は労働安全衛生規則を改正し、これは議員さんが先程説明されたとおり、規則を改正しております。暑さ指数が28度以上、または気温31度以上の環境下で連続1時間以上、または1日4時間を超えての実施が見込まれる作業というものの場合には、この改正された規則が適用されるというようなことをございます。

このため、町においても改正された熱中症対策の内容を職員へ周知を行いました。また、熱中症の症状悪化を防止するための実施手順などを職員に周知をして、熱中症対策に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 手順を配つとということですので、それが言えばマニュアルになるのかとは思いますが、そこらをやはり、初期のときの段階で気がつかないまま熱中症になって大変なことになったら、大変なことをございますので。そこらは十分に職員の皆さんに徹底していただきたらと思います。外で働くときだけが熱中症ではないということも、十分に注意していただきたらと思います。

また、3番目の質問ですけど、一般企業では空調服や空調ベストだとか、もう皆さん、常時つけて、熱中症の対策や暑さの対策をされていますけれども、そういった外で働く場合に、職員の方がこういったベストに対しては、どのように導入とか、これに対する考え方を持っておられるかお尋ねしたらと思います。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） 空調服等の導入についてお答えをさせていただきます。

空調服は内蔵されたファンによって衣服内の温度を調整し、体温の上昇を抑える効果があります。これにより熱中症にかかるリスクを軽減し、業務の効率性を向上させることが期待されております。すでに職員の中には、屋外での作業の際に、個人で調達した空調服を使用している場合もあります。

議員のご質問に対する町の考え方でございますが、職員が作業等の際に着用する作業服などにつきましては、使用頻度、また汎用性の観点から公費での購入は行っており、職員

個人で調達しております。空調服等についても、作業服と同様の観点から、公費での購入は考えておりません。

また、個人で調達した空調服を使用して作業に従事することについては、熱中症予防の観点から全く問題ないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 分かりました。職員さんが外で作業するときの空調服は認めるということで、公費はなかなか難しいということでしょうけど、それに対しては分かりました。

それでは続きまして、3番目のがん治療に関する各種補助制度についての質問に入りたいと思います。

今から4年前の話ですが、令和2年12月の定例議会で私は一般質問をしております。そのときは、小野植町長は副町長を辞職されたときであったと思います。

私が4年半前の9月議会が終了し、健康診断を受けたら膵臓にがんの疑いがあると言われました。紹介状を書いてもらい、大学病院で検査をすると、間違いなく膵臓がんと言われ、すぐに入院をして、抗がん剤治療が始まりました。抗がん剤による副作用で全身の毛が抜け始めましたが、10月、12月からは通院による抗がん剤治療になったおかげで、12月の定例会にも休むことなく出席して、ツルツルになった頭で登壇して、がん治療に関する各種補助制度と心のケア対応についての一般質問をしました。

そのなかで、医療用ウィッグや胸部補正具の購入費用に対する補助制度の考えはないかと質問しましたが、担当の課長からの返事は「検討させていただきます。」でした。議場の答弁である「検討します。」は「今のところ対応はしません。」ということだと思いますが、あれから4年が経過しました。がん治療では、多くの方が抗がん剤による副作用で苦しんでおられます。がんの治療に伴う外見の変化による患者さんの心理及び経済的な負担を軽減し、療養生活の質の向上と社会参加の促進が図れるよう、医療用ウィッグや胸部補正具の購入費用に対する補助制度創設の考えはないか、当時から町長も代わられましたので、再度、質問をします。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上野保健福祉課長。

〔上野昌宏保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（上野昌宏君） 下野議員のご質問にお答えいたします。

医療用ウィッグ等の補助制度の創設についてのご質問でございますが、内子町におきましても、議員おっしゃられたように、心理的・経済的不安の軽減と社会参加等を支援するため、今回6月の補正予算において、医療用ウィッグや乳房補正具等の購入費用に対しまして助成を行うための予算を計上し、ご提案させていただく予定でございます。

併せて、補助要綱の整備に向け準備を進めておりまして、助成金額につきましては、購入

費用の全額を補助することとし、それぞれ3万円を限度とするよう予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦） あれから4年経ちまして町長も代わられたので、前向きな形での「検討します。」が「実施します。」というふうになったこと、大変ありがたく思います。

これはもうすべて医療用のウィッグ、胸部補正具という形で今のところ検討されているということで、他には、もうそこぐらいのものでしょうかね。やっぱり、だいたい構想ができて、言えるようでしたらお尋ねします。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上野保健福祉課長。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 現在、医療用ウィッグ、乳房補正具というところを予定しております。既製品でありますとか、セミオーダーとか、いろいろな種類がございますが、関連しますものにつきましては対象とするような計画でございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） それでは、最後の質問に入りたいと思います。

屋根付きの広場についてでございます。これも、町長には雑談のなかで言ってはおった話でございます。ドイツフェスタ等の野外イベントのときには、雨や直射日光を考慮すると、舞台や客席に屋根が必要になると思います。野外フェス等の開催のときに、常設された屋根のある施設があれば便利だろうと思いますけども、内子自治センターや五十崎自治センター駐車場の舞台前面の一部に、全部の駐車場に全天候型みたいな屋根をすると、莫大な費用になると思いますので、駐車場の4分の1ぐらいですかね。そこに屋根を建築したら、例えば、先日来られたドイツフェスタでも、わりと何百万、200万円からの設備の、テント設営に対する舞台設営に対する費用が必要になってくるわけですけども。また、撤去しますので、そういうのも、もう長い目でみると常設の方が安くつくのではないかと思うんですけど、町長の考えをお尋ねいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 下野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

イベント等で利用する屋外施設に屋根等を設置することは、来場者の利便性向上や屋外テントの設置などを支えていただく皆さんの労力軽減のために有効な方法であると考えております。

しかしながら、限られた財源のなかで、高額になると予想される屋根の設置費用を、イベント等での施設利用回数と比較した場合、より効果的な整備になっているか、また今後のメ

メンテナンス費用など、十分に精査する必要がございます。

また、議員ご指摘の屋外設置は、先程述べたとおり、重要、貴重なご意見であると受けておりますけれども、現在、社会教育施設充実、全体については、優先順位をつけながら進めているところでございます。よって、現段階では、自治センター等の駐車場の一部に屋根を設置することは困難であると考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 先程の同僚議員の経済的なB/Cのことを考えてみると、本当に必要なかと言われたら必要でないというぐらいかもしれません。これは、あつたら。いろいろ考えますよね。やはり、私もこれが常設して、いろんな観光客が毎日来られて、例えば内子座の内部を見られるような形だったら、必ずあつたほうがいいと思うんですけど、確かにイベントだけに使うんだつたら、年間の回数から言うと元は取れないぞというか、経済効果的に無駄な経費じゃないかというふうに言われたら、そうなるかもしれませんが。先日のドイツフェスタなんかでも、高額な舞台とテントと。それから、まずはこれを実施するとき、する側の立場ですよ。ね。「これ雨が降るのはどうしますか。」と言うたら、「中止します。」この、例えば五十崎の大凧合戦でも実行委員長になってみてください。朝の6時には雨が降っていても、旗火を鳴らさんといけんのですね。天気予報を想像して「12時には晴れますよ。」となつたら、雨がザーザー降っていても、そこで、どどどんと上げて。「こんな大雨に凧合戦できるんか。」というふうになっていますけども、そのあと晴れてくれたら、「ああ、やれやれ。」と思いますよね。こういうことを私も経験しておりますけども、やはりそういったことの実行委員長が、それをやる立場の側になると、やはり全天候型のある程度、集約して、お客さんも少なくなるけど、それだけ入れる屋根があれば、もう中止はない。実行しますよっていうことでずっとやりますので、これはまた課長会等で十二分に検討していただいて、どうあるべきか、どうした方がいいかは検討していただいたらと思います。

これにて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） 午前中の一般質問はここまでとし、休憩します。

午後1時から再開します。

午前 11時58分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、酒井勝也議員の発言を許します。

- 1番（酒井勝也君） 議長。
- 議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員。

〔酒井勝也議員登壇〕

- 1番（酒井勝也君） 1番、酒井勝也です。

この度、4月の選挙で町議会議員として初当選を果たし、今回が初めての一般質問となります。未熟な点もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いたします。

私は選挙期間中、従来のやり方にとらわれず、より新しいスタイルでの選挙活動に取り組みもうと考え、自転車で町内を回るなど、工夫を凝らしました。これは、次回以降の選挙に新人候補があらゆる形で挑戦することがよいと考えたからです。

その活動の中で強く感じたことは、候補者が多数出馬する町議会議員選において、新人候補者が事前活動を行ったとしても、有権者の皆様に自身を知っていただく、つまり認知度を高めることが非常に難しいという現実です。例えば、告示日当日に郵送が可能となる選挙用のはがきや、新聞折り込みのビラなどは、早くとも有権者の手元に届くのは2日後になります。初動の周知に課題があると感じました。

また、今後は町の高齢化が進むことが予想されるなかで、移動投票所の利用者が増えていくことと見込まれます。このような状況を踏まえ、移動投票所の運用についての対応や改善が求められるかを検討していく必要があると考えております。

質問の方に移ります。

移動投票所の開始日時の公平性についての質問です。

現在、移動投票所は告示日の翌日午前9時から設置されていますが、この運用では、立候補者の情報が十分かつ公平に有権者に伝わらない懸念があります。特に、立候補者情報が告示日当日に初めて公開されるため、翌日の投票までに、理解・比較が困難であると考えます。については、告示日から2日後以降に移動投票所を設置することで、有権者が情報を把握するための最低限の準備期間が確保できるのではないかと考えます。

人員配置や予算上の都合がつくのであれば、設置時期の見直しが可能かどうか、町の所見を伺います。

- 議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。
- 総務課長（上山淳一君） 議長。
- 議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

- 総務課長（上山淳一君） それでは、移動期日前投票所の開始日時の公平性について、選挙管理委員会書記長の立場でお答えします。

移動期日前投票所は、投票率の向上や投票所までの移動交通手段がない高齢者など、投票機会を確保するために設置を始めた経緯がございます。

設置箇所につきましては、平成24年度に28ヶ所あった投票所を現行の15ヶ所に統合した際に、元の投票所から統合後の投票所までの距離が遠くなった投票所及び国道な

どの主要幹線道路の沿線にない投票所の中から7ヶ所を選定し、令和6年の衆議院議員総選挙から設置をしました。

移動期日前投票所は、告示日の翌日から開設している期日前投票所と差異はなく、これまでに移動期日前投票所を利用された方についても、基本的に自身が投票をする候補者の見極めができた方が投票に来られているものと理解をしております。

また、町長選挙や町議会議員選挙は、告示日から投票日までの期間が短いタイトなスケジュールのなかで行われますので、適切な人員の配置など、誤りのない選挙の執行が可能かどうかを第一に考えて、告示日の翌日から移動投票所を設置しております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、投票日に近づくにつれて、立候補者の情報が広く周知されることは、有権者がより多くの情報を把握できることから、次の選挙の際には、改めて、移動期日前投票所の設置について検討を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君） ありがとうございます。

次回以降の選挙戦においても、新人候補が不利な立場に置かれることのないよう、誰もが公平に挑戦できる環境づくりが重要だと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

次の質問にさせていただきます。

私は現役消防団員であり、班長を務める立場から、消防団員、特に若手消防団員の運転免許証の取得年や種類によって、オートマ限定や、ポンプ車などの大型消防車の運転資格が満たされないケースが発生しています。

新規入団団員の免許書情報の把握の問題が指摘されています。血液型や住所などの情報と同様に、運転免許証の情報も入団登録時に記録・管理ができる仕組みを導入することで、現場の対応がよりスムーズになると考えられます。これに関する質問をさせていただきます。

消防団員の運転免許証の区分と消防車の運転への影響についてです。

若い消防団員が取得している現行の普通免許では、運転できる車両重量に制限がされており、今後、消防車を運転できない団員が増加する可能性があります。その結果、緊急対応の遅れや人員配置の制約に繋がる恐れがあります。各詰所に配備されている消防車の車両重量と若手団員の運転免許証で対応が可能かどうかの確認が必要です。

そのうえで、必要に応じて中型免許取得の支援制度や、オートマ限定解除の支援、小型消防車両の導入などを検討すべきではないかと考えています。町の見解をお聞かせください。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） 消防団員の運転免許証の区分と消防車運転への影響についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、最新の積載車及びポンプ車は、車両総重量が3.5tを超過しており、現行の普通免許では運転することができません。そのため、緊急出動時に支障をきたす可能性があります。

このため、令和8年度からは車両総重量3.5t以下の積載車が販売されると情報がありますので、今後は3.5t以下の車両を配備したいと考えております。ただし、ポンプ車につきましては、3.5t以下の車両がございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、車両更新の際には、消防団と車両の仕様について協議を行い、消防団の希望に沿った車両の整備に努めておりまして、オートマ車も配備しております。

次に、免許取得等への助成についてですが、運転免許証の区分による消防車両運転への影響について、昨年、消防団に調査を行った結果、車両総重量が3.5t以上の積載車やポンプ車を配備している部において、車両を運転できない普通免許取得の団員は1名でございます。また、オートマ車限定の団員は2名です。

以上のことから、緊急時に支障をきたさないためにも、準中型免許取得支援制度とオートマ車限定解除支援制度について、消防団と協議を行ったうえで、他市町の導入事例を参考に、前向きに検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君） ありがとうございます。

年齢や職業、団員がですね、違うこともあり、普段から若手団員と全員と接する機会も、いつも会うことも少ないですし、また、皆さんがどの程度の免許証を持っているかというのを聞く機会というのが少なかったもので、少し不安に思ったので。でも、今後そういう若手というか、もうこれから入ってくる方は、もうおそらくそういう免許証しか持っていないということが予想されますので、その状況の把握に細かく対応することが必要だと感じておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次の質問です。3. 機能別消防団入団状況について。

内子町における機能別消防団の現在の入団状況を確認したいと思います。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） 内子町における機能別消防団員の現状についてお答えします。

内子町消防団における機能別消防団員は、今年度から導入した制度でございます。そのため、現時点での入団者は2名でございますが、他にも数件の問い合わせをいただいている状況です。引き続き、消防団を通じて加入促進に取り組みたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君） 今年度から運用が開始されたということで、まだまだスタートだと思っております。最初が肝心だと思っております。今後、消防団員の不足を少しでも解消できるよう、少しでも多くの方に携わっていただけるよう、募集をしていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

また、入団促進のための取り組みの今後の改善方法などを、町としての見解をよろしくお願いします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

○総務課長（上山淳一君） 入団促進策の現状と今後の改善方針についてお答えします。

まず、機能別消防団の加入促進の状況についてですが、機能別消防団員の加入要件は、団員の経験を有する者、または団員としての必要な知識、経験を有すると団長が認めたものと定めておりますので、消防団OBの方が入団していただくことを想定しております。そのため、現役の消防団員を通じて、もっと団員の方へ加入促進を行っている状況です。

また、機能別消防団の団員の任務は、火災や災害時の活動にあたるとしており、平常時の訓練などに参加することは想定しておりません。

次に、今後の改善方針についてですが、機能別消防団員は今年度から導入した制度のため、現時点で改善点などは把握しておりません。今後の加入状況、また活動状況を踏まえ、必要があれば、消防団員と協議のうえ改善してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君） そうですね。皆さん、消防団員OBということが今のところ限定されていることで、20年、30年と消防団員に携わっていただいた方たち、それで多分、年齢制限が80歳とかになっていたと思うんですが、おそらく、長いこと消防団に携わって、「さらにその年までか。」と思って、感じられとる方がもしおるようであれば、もしかしたら、その4年とか、5年とか、何か期間を定めてあげる方が、機能別消防団に入っていただくきっかけとか、そういう思いつきになりやすいのではないかなと思っております。やっぱり、先程の運転免許証にも繋がるんですが、そういう方がその出動のときにおってもらおうと心強い。特に、若い消防団、火災などの現場に携わる機会が、良いことなんですけど、少なくなっていて、年に1回、出動しないかどうか。そういうときに、やはり指示を出してくれる方が、部長、班長、それ以上にいると、安心安全にも繋がると思いますので、ぜひそのOBの方たち、お声掛けを積極的にしていただけたらと思います。

最後の質問になります。

水害時における装備の充実と団員の安全確保についてです。近年、局地的な豪雨や台風による水害リスクが増加しており、消防団の出動機会も多様化しています。特に、水害時の対応においては、団員自身の安全を確保するために装備の充実が不可欠です。

現状では、カップや胴長などの水防装備が十分に行き渡っていないケースも見られ、これは団員の二次災害のリスクを高め、活動意欲の低下にも繋がりがねません。ついては、団員の命を守る観点から、水害対応に必要な個人装備の整備・配備を確認し、充実を図るべきだと考えております。町の見解を伺います。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 総務課長。

○総務課長（上山淳一君） 水害時における装備の充実と団員の安全確保についてお答えします。

消防団員の装備の充実につきましては、消防庁が定めた消防団の装備の基準に基づき配備を進めており、この基準のなかで、雨具、カップの配備が定められております。

議員ご指摘の雨具については、これまでに175着を配備しておりますが、激甚化する水害に備え、団員が安全に活動するために、さらなる配備が必要だと考えております。消防団員の装備全般の更新、支給については、消防団の意見を踏まえ、消防団員等公務災害補償等共済基金の助成を受けながら進めておりまして、今年度は、夜間の活動に必要なヘッドライトを配備します。ヘッドライトの配備が完了しましたら、消防団と協議のうえ、次年度以降に雨具などの配備を検討したいと考えております。

胴付長靴の配備につきましては、消防団の装備の基準に記載がないことに加え、胴付長靴を履いての活動は危険が伴うため現時点での配備は考えておりませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

消防団員の装備につきましては、引き続き、消防団と協議のうえ、配備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君） ありがとうございます。

消防団といっても水害に出る機会が本当に近年増えてきていますので、今後の消防団の安全のためにも積極的な検討をよろしく願います。

初めての一般質問で、拙い部分や分からない部分もあったかもしれませんが、今後ともよろしく願います。

なお、今回の質問を多くの町民、また消防団員の方に聞いていただき、内子町議会に興味を持っていただいていると幸いだと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） ここで、暫時休憩をします。

午後1時30分から再開します。

午後 1時20分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に城戸司議員の発言を許します。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○4番（城戸司君） 4番、城戸司です。

まだまだやりたいこともあり、2期目に挑戦しましたが、何とか当選することができました。この場に再度立たせていただいた多くの町民の思いに応えるためにも、初心を忘れることなく、職務を全うするべく邁進しますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

今回、いろいろ考えていたところ、今日の質問が4番目、議席番号が4番、当選の結果も4番目で、先日参加した五十崎管内自治会バレーも、私が入ったことにより4位と。この1ヶ月半、4という数字に縁があるなと思っております。

思い返すと、3月定例議会の一般質問で、町長はふるさと納税を約4倍の1億円を目指すと言われました。前回に続いて、ふるさと納税の質問になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

令和6年度は、カメムシ被害、高温障害などによる農作物の被害がなければ、寄付額がもっと多かったのではないかと考えられます。今年は冬の大雪などで越冬していないと聞きますし、昨年と比べても見ないと感じています。農家の方と話しても、「カメムシは少ないし、今年は収穫量も多いと思う。」と言っておられました。唯一、不安があるとすれば、町議会議員選挙初日は荒天で霰が降りましたが、その頃の霜にやられていないかということです。

そこで（1）の質問ですが、今年度の寄付額はいくらぐらいになりそうか、予想を伺いたいと思います。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君） はい。城戸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、昨年度のカメムシ被害や高温障害による寄付額への影響ですが、ブドウにつきましては、寄付額ベースで令和5年度比、約2倍となり、これは、ふるさと納税の寄付額増加を

図るため、返礼品として出品されるブドウの品数を増やしてきた結果によるものですので、カメムシによる被害、また高温障害がどのくらい影響したかを分析することはできません。

一方、ブドウ以外の果樹につきましては、返礼品としての在庫がすべてなくなったにもかかわらず、寄付額ベースで令和5年度に比べ、梨、桃、柿と軒並み減少しましたので、何らかの理由で返礼品事業者さんの出品数が減少したことは明らかであるものの、その影響がカメムシによる被害や高温障害によるものかどうかは不明でございます。

城戸議員おっしゃるとおり、ふるさと納税につきましては、寄付額1億円を目指し、これまでの取り組みに増して、様々な取り組みを実施している最中でございます。今後とも、寄付額増加に向けて、新たな取り組みを検討・実践するとともに、これまでの取り組みにつきましても検証を行いながら、必要な取り組みを継続し、寄付額の増加に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） だいたい影響があつて2割ぐらいかなあと、増えるのは、と思っていたんですが、まあ分からないっていうところ。数というところは、やっぱり言いにくいところではあるんですが。ふるさと納税、毎年、駆け込み需要が多いらしくて、12月が多いと。全体的な数字も見ても、40%近くが12月に集中しているといったようなところを見たこともあります。12月といいますと、内子の果樹は終わっている時期ですよ。八幡浜がこの辺ではすごい多い。30億円ベースぐらいだったかなと思われるんですが、八幡浜は12月はミカン。しかも、年末、12月末ぐらいになると紅マドンナも出てきますし、そう考えると、八幡浜が多いのはそういった时期的なものが要因としてもあるのかなと思われれます。

今年ポイント付与の禁止が10月までという。10月からもうポイント付与による、ふるさと納税の返礼ができないということで、10月前に駆け込み需要があると考えられます。そうすると、内子は柿であったりとか、ブドウ、梨。梨はもう終わっているか。栗とか、そういったものがちょうどいいのではないかなと思います。ブドウ以外は、在庫切れで減少しているということだったので、2割ぐらい増えるかなと思っていたんですけど。もっと、下手すると、もう3割、4割ぐらいいくんじゃないかなというふうに思われるんですが、そういったポイント付与なんかは承知されて、それに対しての動きみたいなのは、どんなでしょう。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

○企画情報課長（二宮大昌君） まず、12月の駆け込みというのは、どこも全国的に同じでございます。11月、12月は駆け込み需要がございます。そこに狙いを合わせまして、内子町の方ではですね、例えば季節のものの先行予約であったり、そういったところを準備

をしてですね、なるべくそういったところの駆け込み需要に何とか対応できるようにですね、事業者回り等々でご協力をお願いしているところでございます。

また、ポイント付与につきましては、これは、例えば楽天で寄付をすると楽天のポイントが入るといようなもの。そういったところのポイントでございます。内子町におきましては特段影響なくですね、そういった楽天でありますとか、d払いでありますとか、そういったところのポイントになりますので、そういった事業者さんの方で対応するべきものというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番(城戸司君) 議長。

○議長(泉浩壽君) 城戸司議員。

○4番(城戸司君) ポイント付与、いわゆる答弁いただいたとおりでありまして、その分、10月前、9月末、8月末から9月ぐらいですね。例年だったら10月、11月、12月なんで、8月、9月かなというところで、しっかりと取りこぼさないように。そして一番PRできる時期だと、内子の強みが一番多い時期だと思いますので、しっかりとそこを対応できるようにしていただいて、何とか今年度増額。そして、町長の目標に近づけていって、目標をサクッとクリアして、そのあとは、さらなる目標の増額。2億円、3億円、4億円というふうにいってほしいと思います。

前回、3月ですね。町長に1億円って言っていただいたときに、「うわ、すごいなあ。」と思ったら、ちょうど外で、某メディアの方に「大洲市は今日10億円って言いましたよ。」って言われて、「あれ。」っとちょっと思ったところがあったんで、何とか町長も本当は10億円ぐらい、今回言ってほしいところですが、それに向けて一丸となって、一緒に達成できたかなと思いますので、何卒、引き続き対応の方をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

近年、ふるさと納税の寄付額が増えた要因に「取り扱いサイトを増やしたから。」と言われてきました。ふるさと納税サイトの利用1位は「楽天ふるさと納税」で、満足度も3年連続1位だそうです。2位が「ふるさとチョイス」、3位が「さとふる」で、「Amazonふるさと納税」が入っていないのに少し驚いたんですが、「Amazonふるさと納税」の利用開始は、ちょうど12月19日からということで、もうほぼ年末で利用がそうないと。ただ、約2週間しかなかったにもかかわらず、認知度は5位だったそうです。10月からポイント付与が禁止になれば利用サイトのランキングにも変化が出るかもしれませんが、これまでと同じ、サイトを増やただけでは、約4倍となる目標の達成は難しいと考えられます。

新潟県の燕市ですが、コロナ前に約5億円だったのが、今は10倍の約50億円だそうです。ふるさと納税を増やすべくプロジェクトチームを立ち上げ、その中心人物には、ネットフリックスでマーケティングをしていた人を活用したそうですが、その方は、その地方の額を倍増というか、どこまで増やせられるかというのが面白そうだということで、ネットフリックスでかなりのお金をもらって退職して、市の職員になり、職員の給料で勤務して増額に

貢献したそうです。キャンプブームとコロナがちょうど重なり、スノーピークというもののブランディング化により返礼品が人気を集めたということです。

いろいろな返礼品を見ていると、家電や金属製品は単価が高いからか納税額も多い。そして、安定して供給できるので数に限りもないし、魅力的ではあるのかなと思います。

姉妹都市である宜野座村では、リゾートの宿泊は納税額が高いようです。大洲市は城泊の宿泊券が寄付額460万円の返礼品だそうです。

ここで、また4という数字なのですが、本日は6月4日。語呂合わせで「虫の日」だそうです。私は幼稚園のころ、虫歯予防で「歯をきちんと磨きましょう。」と言われたのが思い出としてあります。歯磨きといますと、皆さん、旅行などの際は宿泊施設でどこの歯ブラシかチェックするとよく言われております。歯ブラシといえば、内子には有名な昭和ブラシさんがありますが、内子のふるさと納税返礼品注文数のランキングでは、歯ブラシではなく、昭和ブラシさんの「うちコスメ泡ハンドソープ詰め替え用」が1位だそうです。寄付額でも、それは2位だそうです。

(2)の質問になりますが、返礼品として人気の高い果物。内子町では寄付額の4位と5位にシャインマスカットと瀬戸ジャイアンツが入っております。内子には、もっともついろいろな農作物があるのではないかと思います。登録の仕方や説明などの支援をし、加工品も含め、新たな返礼品として登録してもらってはどうかと思いますが、町長の考えを伺えたらと思います。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君） 城戸議員のご質問にお答えいたします。

これまでも、ふるさと納税総合サイトの増加、オンライン決済など、決済手段の多様化への対応、魅力ある返礼品の開発や人気商品の数量確保に向けた事業者回り。事業者や返礼品の魅力伝える「まごごろ通信」の発行、また、実績ある他市町での研修、聞き取りなど、寄付額増加に向け、様々な取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、令和6年度のふるさと納税寄付額は約2,750万円にとどまり、目標の1億円にはまだまだ及んでおりません。

城戸議員おっしゃるとおり、果樹は返礼品としての人気が高く、ふるさと納税返礼品として、その数量確保に取り組むことは、寄付額増加に繋がるひとつの方法であると認識しております。今後も、果樹の生産者に限らず、魅力ある返礼品を確保するため、事業者の皆様を個別訪問するなどご協力をお願いするとともに、システムの使い方など、分からない事業者の方につきましては、職員や中間事業者、そういったものが寄り添い、丁寧なフォローを行い、ふるさと納税への参入の促進を図ってまいりたいと考えております。

そうしたなかで、加工品を含め、新たな返礼品につきましては、これまでどおり随時登録し、その魅力を発信し、これを繰り返すことで寄付額の増加へ繋げたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 新たな商品開発も登録も手助けすると。もうありがとうございますとしか言えない答弁。本当ありがたいです。

全国の返礼品のジャンルランキングで1位は魚介海産物。これは見込みがない。2位は肉。ブランドで言うと内子豚とかありますし、3位にはお米。4位が先程言わせていただきました果物。5位が加工食品。まあ、商品開発していただいたらと、6位が日用品で、先程の昭和ブラシさんの商品とかですね、内藤工業さんのペレットですか。あれは木質ペレットの燃料としてではなくて、猫砂の代用品としてすごい人気だということで、ここで言わせていただいて、もっと商品の宣伝をできればなあと考えております。10位には野菜で、13位に返礼品がないただの寄付ということで、そういったところも目指して行って、内子にお金を持ってきて、限られた財源をいかに増やすかというところが、皆さんの腕の見せどころかなというところにもなってくるし、我々もそこに対してしっかりと目を向けないといけないなと思っております。

野菜なんですけど、今、果樹。内子は基幹産業の林業で、果物っていうことも、先程、例として出しましたが、農家の方が作られている野菜ですよ。ああいったものも、野菜セットといったものが、他の行政区なんか見るとあります。ただ、そういったものを登録商品にしないっていうのは、農家の人たちからすると注文がないだろうといったような考えが多いと思います。当の本人たちって、先程の燕市の、例で出してブランディング化したっていうのも、常日頃からそういった鉄器であるとか、食器の町であったり、金属加工の町ということで、当たり前のように思っていて、燕市は。そのブランディングというところに目が向いていなかったということだったそうです。なので、外から来た人からすると、着眼点で「これすごいんじゃないの。」というところなんで。農家の方たちは気づいていないかもしれないんですけど、消費者からすると、すごくほしいものなんですよ。旬の野菜のセット。しかも、農家の方が厳選してくれたものとかっていうと。そういった、気づかない。別業種にアドバイスをもらうといったような場を設けて、異業種交流とかですね、意見交換会等でアイデアにするのも、返礼品の増加に繋がるのではないかと思うので、ちょっと検討していただけたらと思います。

次の質問に移りたいと思います。

石破首相は「地方創生2.0」で「地方こそが成長の主役」という発想を看板にしております。私が学生だった頃は運動会やテストでも順位がつけられ、競争していました。何年前には、走って順位がつくけど、みんな頑張ったから一等賞とするということを聞いて、ちょっと驚いたんですが。学芸会の劇なんかでもやりたいと言えば、言ったら主役が何人もいるというふう聞いたこともあります。

「地方こそが成長の主役」ということですが、東京からすればどこも地方だらけで、どこ

も同じように目を向けてくれるのかという疑問もあります。要は、指をくわえて見ている、目を向けてもらえないと思います。愛媛に目を向けてもらうよう中村知事には頑張ってもらわないといけません。県内では、内子に目を向けてもらうよう町長に頑張ってもらわなければなりません。

内子町の中でも、どこに目を向けさせるか、各地域に競い合わせてはどうでしょうか。返礼品のある地域に寄付額の一部を交付し、何に使ってもいいようにすれば、地域の魅力の再発掘や活性化、関係人口の増加にも繋がるのではないのでしょうか。昨年のようなカメムシ被害が出れば、その地域に交付した中から防除費用の補助や給付金にも使えますし、耕作放棄地などを活用するために使えば、有害鳥獣対策にもなると考えられます。交付してもらえると分かれば、ふるさと納税の返礼品の種類も量も増えると考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君） 城戸議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、ふるさと納税につきましては、「エコロジータウン内子ふるさと応援基金条例」により、寄付金額全額を積み立てたうえで、取り崩して運用することとなっております。

寄付の一部を地域に交付し、耕作放棄地等の活用、地域の魅力の再発掘などに活用してはどうかのご質問でございますけれども、そうした事業に取り組む財源として、ふるさと納税を基金から取り崩して活用することは可能であり、これまでも寄付者が選択された使い道に応じて、子育て支援事業、地域づくり事業、農業施設整備事業、教育支援事業、高校魅力化事業など、事業費の一部に「エコロジータウン内子ふるさと応援基金」を充当して、事業を実施してきたところでございます。

ご承知のとおり、第3次内子町総合計画において地域活性化に向けた取り組みや関係人口の創出に関する事業など様々な事業を掲げておりますので、今後も、これら総合計画に基づいた事業を行ううえで、必要に応じて本基金を活用することになるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 地域への交付ですけど、今回の選挙活動で、各地域でこういったことを訴えて回ったら、ぜひこれはやってほしいということで、もう町の方でやってもらったということなんですけど。損して得取れじゃないんですけど、先行投資ですよ。先に投資をすれば、翌年、その翌年ぐらいに返ってくる。増額して返ってくると。そうやって返ってくるのが分かれば、さらに地域で何かを考えていって、辞めた祭りやイベントの再開にな

ったりとか。地域交通の補助ですね。高齢者に対する、地域で独自に補助を出す。地域の集まりなどで、例を出すと泉谷の棚田地区なんかであれば、人数が少ないですけど、関係人口として出られた家族の方とかが帰って、お手伝いを週末だけでもして。その代わり、稲刈りのときには、もう泉谷出身の人全員でバーベキューしようとか、そういったような活性化、関係人口。そして、そういうことによって存続に繋がるんじゃないかなあということで、各地域で本当にこれはぜひやってほしいと。そうすると、ちょっと耕作放棄地もだし、自分たちで有害鳥獣対策をしてでも収量を増やして、自分たちで使えるお金、そういったものできていくと地域でまだまだできることも増えるといったことの声が非常に聞こえたんで、あえて、今回もこれをぜひ推し進めたいなあということでやってみました。

昨日ですね、ちょうど「ふるさと住民制度」を創設するというふうに、これは「稼げる地方をつくる」と強調された石破政権が、今月の閣議で決定するというので、何か出したそうなんですけど。ふるさと納税の寄付者とかを「ふるさと住民」として登録して、地域の情報を発信したり、地域のサポートを受けられるようにしてあげたりとかっていうことなんですけど。これ昨日のことなんで、僕もちょっとあまり詳しくは調べてはいないんですけど、こういったこと、東京から考える地方のことしか考えてないのかなあと。飛行機や交通の便でちょっと遠出になるようなところからすると、全然メリットがないかなあと思うんですけど。これちょっと「ふるさと住民制度」ということに対してどう思うか、お答えをいただければと思います。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

○企画情報課長（二宮大昌君） 私もまだこれ、新聞で2回ほど見ただけなので、中身の方は詳しく存じ上げません。

ただ、ふるさと納税をすること自体がもう関係人口ということですね、関係人口の創出になっているのかなと。そこで選ばれた返礼品を、またファンになっていただくとかですね。そういったところでも関係人口ができていくのかなと思っております。

また、ふるさと納税をされた方で希望された方にはですね、「広報うちこ」を送るようなこともしてですね、少し関係人口としての内子ファンといいますか、そういったものを作るような努力もしておりますので、ちょっとまだ、先程言われたような制度についてはちょっと、よくまだ分かっていないところなんですけれども、今の制度のなかでですね、関係人口を作っていくような取り組みもしておりますので、ご理解いただけたらと思っております。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） ありがとうございます。制度も僕も全然分からない。何か情報があるのかなと思ってちょっと聞いてみたんですけど、「広報うちこ」を送るとか、非常に良いことだなあと思いますが、できればLINE登録もしてもらったりですね、もっともっと関係人口を増やす方法。そのライン登録を周りに勧めてくださいとかいったこともしてもら

ったらと思います。

限りある財源ですが、財源を増やす方法は、唯一、ふるさと納税の増額ぐらいしかないかなっていうふうに思いますので、全力で町一丸となって、理事者と議会も含めてですね、両輪で一丸となって、限られた財源を増やしていくようにしていければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月13日、午前10時に開会します。

本日はこれをもって散会とします。

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立ください。礼。

---

午後 13時58分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

---

内子町議会議員

---

内子町議会議員

---

令和7年6月第148回内子町議会定例会会議録（第3日）

- 招集年月日 令和7年6月3日（火）  
 ○開会年月日 令和7年6月13日（金）  
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（13名）

1番	酒井勝也君	2番	松田修君
3番	西口邦彦君	4番	城戸司君
5番	向井一富君	6番	久保美博君
7番	森永和夫君	8番	菊地幸雄君
9番	泉浩壽君	10番	大木雄君
11番	山本徹君	12番	下野安彦君
13番	山崎正史君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	上山淳一君	企画情報課長	二宮大昌君
住民課長	橋本一恵君	税務課長	久保宮賢次君
保健福祉課長	上野昌宏君	こども支援課長	亀岡秀俊君
建設デザイン課長	亀内重範君	会計課長	山本勝利君
町並・地域振興課長	高山重樹君	農林振興課長	新田栄作君
小田支所長	中嶋優治君	環境政策室長	西岡美穂君
教育長	林純司君	学校教育課長	宮久保邦博君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高嶋由久子君	書記	本田紳太郎君
------	--------	----	--------

○議事日程（第10号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 議事日程通告  
 日程第 3 議案第50号 内子町歴史観光交流拠点施設条例の制定について  
 日程第 4 議案第51号 内子町不当要求行為等防止対策条例の制定について

令和7年6月第148回内子町議会定例会

- 日程第 5 議案第52号 内子町自家用有償旅客運送条例の全部を改正する条例について  
日程第 6 議案第53号 内子町デマンドバスの運行に関する条例を廃止する条例について  
日程第 7 議案第54号 内子町有代替旅客自動車運営審議会条例を廃止する条例について  
日程第 8 議案第55号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 9 議案第56号 内子町文化伝習センター条例の一部を改正する条例について  
日程第10 議案第57号 内子町内子スポーツセンター条例の一部を改正する条例について  
日程第11 議案第58号 内子町五十崎体育館条例の一部を改正する条例について  
日程第12 議案第59号 内子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第13 議案第60号 内子町移住体験施設（長田移住体験施設）の指定管理者の指定について  
日程第14 議案第61号 内子町農村公園（内子町泉谷農村公園）の指定管理者の指定について  
日程第15 議案第62号 GIGA スクール用端末（ChromeOS）の共同調達に係る物品購入契約について  
日程第16 議案第63号 土地改良事業計画（本川地区）について  
日程第17 議案第64号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第2号）について  
日程第18 議案第65号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第19 議案第66号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第20 議案第67号 第23号 小田自治センター空調設備改修工事（1期）に係る工事請負契約について  
日程第21 議員派遣の件  
日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

---

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで

---

午前 10時00分 開会

---

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（泉浩壽君） それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（泉浩壽君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番、森永和夫議員、8番、菊地幸雄議員を指名します。

---

### 日程第 2 議事日程通告

○議長（泉浩壽君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第10号）」のとおりであります。

これより、議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

---

### 日程第 3 議案第50号 内子町歴史観光交流拠点施設条例の制定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第3 議案第50号 内子町歴史観光交流拠点施設条例の制定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る6月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第50号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第50号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、歴史的観光交流拠点施設を設置し、その管理運営等に必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

委員の質疑においては、「テナント料の上限額20万円の根拠は何か。」との質疑に対し、「内子町内の相場や賃貸料を調査し、新しくリニューアルする施設であり、商品売上や意識の向上を目指し、少し高めに設定した。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第50号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第50号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第50号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第50号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第51号 内子町不当要求行為等防止対策条例の制定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第4 議案第51号 内子町不当要求行為等防止対策条例の制定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る6月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第51号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第51号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告いたします。

本議案は、公務の円滑かつ適正な執行と、町民から信頼される公正・公平な行政を実現するため、本条例を制定するものです。

委員の質疑においては、「本条例について町民に対する周知徹底の具体的な方法について、どのように取り組むのか。」との質疑に対し、「町民への周知については、広報紙やホームページを活用し、情報提供を行い、内容の理解と意識向上を図っていきたい。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第51号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

○議長（泉浩壽君） これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「省略。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第51号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第51号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第51号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 5 議案第52号 内子町自家用有償旅客運送条例の全部を改正する条例について

日程第 6 議案第53号 内子町デマンドバスの運行に関する条例を廃止する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第5 議案第52号 内子町自家用有償旅客運送条例の全部を改正する条例について」、「日程第6 議案第53号 内子町デマンドバスの運行に関する条例を廃止する条例について」以上2件を一括議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る6月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第52号」、「議案第53号」の2議案について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第52号」から「議案第53号」までの2議案は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告します。

本2議案は、自家用有償旅客運送制度の導入に伴い、関係条例の全部改正及び廃止をするものです。

委員の質疑においては、「住民ドライバーによるデマンドバスやライドシェアの運転には2種免許が必要になるのか。」との質問に対し、「従来は緑ナンバー車両で2種免許が必要であったが、新制度では1種免許でも運転可能となる。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第52号」、「議案第53号」の2議案は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

討論と採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第52号 内子町自家用有償旅客運送条例の全部を改正する条例について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第52号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第52号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第52号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第53号 内子町デマンドバスの運行に関する条例を廃止する条例について」討論を行います。討論はありますか。

〔「省略。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第53号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第53号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第53号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 7 議案第54号 内子町有代替旅客自動車運営審議会条例を廃止する条例について

日程第 8 議案第55号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第7 議案第54号 内子町有代替旅客自動車運営審議会条例を廃止する条例について」、「日程第8 議案第55号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」以上2件を一括議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る6月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第54号」、「議案第55号」の2議案について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第54号」、「議案第55号」の2議案は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本2議案は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく内子町地域公共交通会議の設置に伴い、関係条例の廃止及び一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第54号」、「議案第55号」の2議案は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

討論と採決は議案ごとに行います。

まず「議案第54号 内子町有代替旅客自動車運営審議会条例を廃止する条例について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第54号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第54号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって「議案第54号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第55号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第55号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第55号」は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第55号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第56号 内子町文化伝習センター条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第9 議案第56号 内子町文化伝習センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る6月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第56号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第56号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、内子町文化伝習センター施設利用に関し、使用料体系の明確化と適正化を図るため、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「施設利用時の町内外の区分判断基準は。」との質疑に対し、「利用者の利用区分については、原則、申請者が町民であるかどうかで判断する。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第56号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第56号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第56号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第56号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第57号 内子町内子スポーツセンター条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第10 議案第57号 内子町内子スポーツセンター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る6月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第57号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第57号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、内子町内子スポーツセンター使用料について、町外者加算を定めるため、本条例の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第57号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第57号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第57号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第57号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 11 議案第58号 内子町五十崎体育館条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「議案第58号 内子町五十崎体育館条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る6月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第58号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第58号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、内子町五十崎体育館の施設利用に関し、冷暖房設備の整備に伴い、施設使用料の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「体育館に大型扇風機が導入されているが、誰もが自由に使用できるのか。また周知状況は。」との質疑に対し、「避難所や熱中症対策として、大型扇風機2台導入しており、自由に使用いただける。利用については、十分な周知ができていないため、今後、周知徹底に努めたい。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第58号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第58号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第58号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第58号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第 12 議案第59号 内子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第12 議案第59号 内子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る6月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第59号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第59号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、一般廃棄物処理手数料及び粗大ごみの処理手数料を改正することに伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「ごみの減量とリサイクルの促進のため、具体的な取り組みについてどう考えているのか。」との質疑に対し、「ごみの減量化に向けて、手数料の値上げや分別学習会で啓発を強化するとともに、プラスチックごみの資源化に向けた検討も進めていく。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第59号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第59号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第59号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第59号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 13 議案第60号 内子町移住体験施設（長田移住体験施設）の指定管理者の指定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第13 議案第60号 内子町移住体験施設（長田移住体験施設）の指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る6月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第60号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第60号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告いたします。

本議案は、公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「移住体験施設の入居期間は何年か。」との質疑に対し、「原則1年だが、指定管理者の認めた場合には延長可能である。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第60号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第60号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第60号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第60号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 14 議案第61号 内子町農村公園（内子町泉谷農村公園）の指定管理者の指定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第14 議案第61号 内子町農村公園（内子町泉谷農村公園）の指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る6月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第61号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第61号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「泉谷農村公園の施設管理に棚田は含まれるか。」との質疑に対し、「棚田は別で管理しており、トイレや遊歩道などの施設管理を行っている。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第61号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第61号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第61号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第61号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 15 議案第62号 G I G Aスクール用端末（C h r o m e O S）の共同調達に係る物品購入契約について

○議長（泉浩壽君） 「日程第15 議案第62号 G I G Aスクール用端末（C h r o m e O S）の共同調達に係る物品購入契約について」を議題とします。

審査並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る6月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第62号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第62号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、5月12日に入札を執行し、決定した落札業者と物品購入仮契約を締結したので議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「現在の端末の使用年数と交換後の処理はどのようにするのか。」との質疑に対し、「令和2年に購入し、現在5年目を迎える。今回の調達では、既存端末は回収しリサイクルされる予定である。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第62号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第62号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第62号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第62号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第 16 議案第63号 土地改良事業計画（本川地区）について

○議長（泉浩壽君） 「日程第16 議案第63号 土地改良事業計画（本川地区）について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る6月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第63号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第63号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、内子町が土地改良を行うにあたり計画の概要を定めるため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「コンクリート水路の工方法について、どのように検討されたのか。」との質疑に対し、「スペースや断面形状の関係から、安全性と耐久性を考慮し、漏水防止も踏まえ現場打ちコンクリートを採用した。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第63号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」「ありません。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第63号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第63号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第63号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 17 議案第64号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（泉浩壽君） 「日程第17 議案第64号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。菊地予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（菊地幸雄君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 菊地委員長。

〔菊地幸雄予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（菊地幸雄君） ご報告申し上げます。

去る6月3日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議案第64号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第2号）について」、6月9日に、委員13名出席のもと、各課長等からの説明を受け、慎重な審査を行いました。

審査の結果につきましては、配布しております審査報告書のとおり、補正予算1議案は原案のとおり可決すべきものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに主な質疑等についてご報告をいたします。

「議案第64号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ21億5,349万1,000円を追加し、歳入歳出予算を122億9,578万2,000円とするものです。

前年同期と比較し8.8%の増額となっています。

今回の補正予算は、第3期内子町総合計画に基づき、事業の推進と町長公約の実現を目的に、商工業の活性化や教育支援、防災・安全対策、風景や生活基盤整備、新たな経済への支援策を主要施策とした予算化となっております。

委員の質疑においては、2款総務費について、旧茶屋集会所解体工事設計委託料として、129万8,000円を計上されており、委員から「解体工事について、設計委託が必要となったのはどうしてか。」との質問に対し、「解体場所が狭く複雑な条件下にあり、安全性やアスベスト含有調査を適切に行うため、専門的な設計と調整作業が必要である。」との答弁がありました。

4目電算管理費において、国の進める標準システムへの移行に伴う、ガバメントクラウドへの移行に必要な使用料として2,306万3,000円を計上しており、委員から、「ガバメントクラウド移行に伴う経費について、管理や精査をどのように進めていくか。」との質疑に対し、「県内7市町で協議会を立ち上げており、連携しながら、コストや運用方法を精査していく。」との答弁がありました。

また、3款民生費について、人工透析患者通院交通費補助金及び障がい者タクシー利用補助金として、398万円計上されており、委員から「内子町内で人工透析通院交通費補助対象者は何人いるか。」との質疑に対し、「現在約40人前後と見込んでいる。」との答弁がありました。

4款衛生費においては、ごみ出し困難者支援戸別収集事業に係る経費として、258万8,000円が計上されており、委員から「ごみの収集方法は、どのように行うのか。」との質問に対し、「申し込みのあった家庭を対象に、週1回住民宅を訪問し回収する方法である。」との答弁がありました。

また、6款農林水産業費について、国の新規就農者育成総合対策事業対象外となる方に向けた新たな支援制度である就農応援金として150万円を計上しており、委員から「補助対象者として、60歳以上が対象外なのはなぜか。」との質疑に対し、「担い手育成を目的としており、現段階では59歳以下を対象としている。」との答弁がありました。

7款商工費について、町営バスラッピング委託料として66万円計上されており、委員から、「町営バスのラッピングの今後の予定は。」との質疑に対し、「1台分の予算を計上しており、デザインについては、写真やイラストなど具体的な内容を今後決めていく。」との答弁がありました。

8款土木費について、町道改良工事に係る立木や建物等の物件補償費として4,421万円を計上しており、委員から「補償費用が高額になっている理由は。」との質疑に対し、「倉庫や蔵など動産も含めた総合的な補償となっており、コンサルタントに委託し、公的な単価を使って計算している。」との答弁がありました。

10款教育費については、委員から「自治会等への太陽光発電設備等の導入は、今後どう検討していくのか。」との質疑に対し、「避難所運営やエネルギー確保の観点から、必要に応じて検討していく。」との答弁がありました。

以上、「議案第64号」については、多くの質疑がなされました。

採決の結果、「議案第64号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第2号）」は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、令和7年度補正予算1議案について、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） 委員長報告に対する質疑を省略します。

菊地委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「省略。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第64号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第64号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第64号」は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。午前11時5分から再開します。

午前 10時52分 休憩

---

午前 11時 5分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

---

日程第 18 議案第65号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 19 議案第66号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第18 議案第65号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第19 議案第66号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」以上2件を一括議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る6月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第65号」、「議案第66号」の2議案について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第65号」、「議案第66号」の2議案は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本2議案は、令和6年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」に基づき、関係条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「部分休業の拡充により、職員の休暇を取りやすくなるのか。」との質問に対し、「今回の改正により、部分休業の選択肢が増え、より幅広く対応できるようなる。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第65号」、「議案第66号」の2議案は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

討論と採決は議案ごとに行います。

まず「議案第65号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第65号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第65号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第65号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第66号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第66号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第66号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第66号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第 20 議案第67号 第23号 小田自治センター空調設備改修工事（1期）に係る工事請負契約について**

○議長（泉浩壽君） 「日程第20 議案第67号 第23号 小田自治センター空調設備改修工事（1期）に係る工事請負契約について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る6月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第67号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第67号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、5月28日に入札を執行し決定した落札業者と、工事請負仮契約を締結したので議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「空調設備を灯油から電気式に変更した場合のコスト比較はどうか。」との質疑に対し、「経費面では灯油より高くなるが、CO<sub>2</sub>排出量を削減し、ゼロカーボンシティを目指す取り組みの一環として電気式空調設備を採用した。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第67号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第67号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第67号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第67号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 21 議員派遣の件

○議長（泉浩壽君） 「日程第21 議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおりであり、派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

---

### 日程第 22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（泉浩壽君） 「日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

### 日程第 23 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（泉浩壽君） 「日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

ここで、小野植町長、ご挨拶をお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。

まずは、提案いたしました議案について、慎重審議のうえ、全議案をお認めいただき誠にありがとうございました。それぞれの審議のなかでいただきましたご意見等を踏まえ、業務の趣旨、目的に沿って適切に執行してまいります。

さて、現在、先の見えない米をはじめとする食料品やエネルギー等の価格高騰など、私たちの生活は不安のなかにあるかと存じます。内子町の支援としましては、これまで行ってきた非課税世帯への給付金事業等に加えて、課税世帯への暮らし応援商品券の給付事業を進めており、7月には対象者の皆様のもとへ届けられる予定でございます。少しでも、町民皆さまの暮らしの応援になりますことを願っております。

また、招集あいさつでも述べさせていただきましたが、これから本格的な梅雨に入り、災害が発生しやすい時期になってまいります。どうぞ議員の皆様方、万が一、それぞれの地域で災害等が起こった際には、ご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

長雨が続く毎日となりますが、くれぐれもご自愛いただき、町政発展のため、引き続き町行政に対しまして、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、町長としての挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） 以上をもちまして、令和7年6月第148回内子町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。

---

午前 11時20分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

---

内子町議会議員

---

内子町議会議員

---

## 第148回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

## 1. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 4	令和6年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について	R7.6.3	R7.6.3	受理
報告 5	令和6年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について	R7.6.3	R7.6.3	受理
報告 6	令和6年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算について	R7.6.3	R7.6.3	受理
報告 7	放棄した債権の報告について	R7.6.3	R7.6.3	受理
議案 50	内子町歴史観光交流拠点施設条例の制定について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決
議案 51	内子町不当要求行為等防止対策条例の制定について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決
議案 52	内子町自家用有償旅客運送条例の全部を改正する条例について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決
議案 53	内子町デマンドバスの運行に関する条例を廃止する条例について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決
議案 54	内子町有代替旅客自動車運営審議会条例を廃止する条例について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決
議案 55	内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決
議案 56	内子町文化伝習センター条例の一部を改正する条例について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決
議案 57	内子町内子スポーツセンター条例の一部を改正する条例について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決
議案 58	内子町五十崎体育館条例の一部を改正する条例について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決
議案 59	内子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決

令和7年6月第148回内子町議会定例会

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議案 60	内子町移住体験施設（長田移住体験施設）の指定管理者の指定について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決
議案 61	内子町農村公園（内子町泉谷農村公園）の指定管理者の指定について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決
議案 62	GIGAスクール用端末（ChromeOS）の共同調達に係る物品購入契約について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決
議案 63	土地改良事業計画（本川地区）について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決
議案 64	令和7年度内子町一般会計補正予算（第2号）について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決
議案 65	内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決
議案 66	内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決
議案 67	第23号 小田自治センター空調設備改修工事（1期）に係る工事請負契約について	R7.6.3	R7.6.13	原案可決